

令和3年陸別町議会12月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年12月8日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和3年12月8日 午後4時25分			議長	本田 学
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	久保広幸		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	本間 希		
	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保健康診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第81号	令和3年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
3		一般質問
4		陸別町選挙管理委員及び同補充員選挙
5	意見書案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
6	意見書案第4号	コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出について
7	意見書案第5号	北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の提出について
8	意見書案第6号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について
9		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番久保議員、4番谷議員を指名します。

◎日程第2 議案第81号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第7号）

○議長（本田 学君） 日程第2 議案第81号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第81号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第7号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,441万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,652万6,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第81号について説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

議案第81号令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。

5ページの歳出をお開きください。

事項別明細書。2、歳出であります。

3款民生費2項児童福祉費3目児童措置費1,441万6,000円の補正であります。

内容につきましては、資料により説明したいと思いますので、議案説明書資料ナンバー1を御覧ください。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとしまして、ゼロ歳から高校3年生までの子供のいる世帯に対して、臨時の特別給付金を支給するという事業であります。

支給対象者は、子供の養育をしている者の年収が960万円以上の世帯を除きます平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童であります。支給額は、子供1人あたり5万円。支給方法であります。児童手当受給者につきましては年内、今月24日を支給予定といたします。公務員と高校生等は対象者に通知を行いまして、口座情報を確認後に支給することとしまして、来年1月中を予定したいと思っております。

なお、高校生等のうち児童手当受給者と同一世帯の場合につきましては、児童手当受給者と同時に支給をする予定であります。

事業費は、対象者を280名と見込みまして、支給総額は1,400万円、事務費の内容は表のとおりであります。総額で41万6,000円を見込んでおります。

なお、これらの経費については、全て国の補助金が措置されます。

それでは、予算書の5ページを御覧ください。

3節職員手当等3万円につきましては時間外勤務手当、10節需用費10万円は消耗品購入の6万円、広報封筒の印刷代で4万円、11節役務費5万9,000円は郵便料3万9,000円、振込手数料2万円、18節負担金補助及び交付金1,422万7,000円は、児童手当のシステム改修で22万7,000円、給付金の1,400万円の計上であります。

次のページ、6ページから9ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

以上で歳出を終わります。次に、歳入の説明に入ります。

4ページのほうを御覧ください。

1、歳入であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金1,441万6,000円の補正であります。先ほど説明のとおり、給付金で1,400万円と事務費で41万6,000円の事業費と同額の計上としております。

以上で、議案第81号を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第81号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、4点ほど質問させていただきます。

支給対象者の捉え方ではありますが、資料ナンバー1を見ての話であります。

高校3年生までという表現の仕方なのですが、報道とか、政府の関係者の話では、18歳未満とか18歳の年度末までとかという言葉も使われているわけではありますが、これは統一された展開としては、あくまでも高校3年生までということなのかであります。

2点目は、年収960万円が一つの区切りになるのですが、児童手当の場合は扶養人数で収入、年収なのですが、幅があると思いますが、これはそれがなく、あくまでも年収で960万円が一つの区切りということになるのかであります。

それから、支給方法の中に公務員等とか高校生等とあるのですが、「等」の意味はどういうものを指すのかであります。

そして4点目ではありますが、この残り来春に5万円相当分が一応原則ではクーポン券となっているわけではありますが、昨日、おとといと政府のほうの官房長官、それから総務大臣が表明している内容によりますと、自治体の裁量で現金でも構わないという表現がされているのですが、当町としては、どういう考えでいるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） まず1点目ですが、あくまでも高校生以下ということで18歳含みます。の支給予定です。

2点目、年収の関係ですが、議員おっしゃるとおり、扶養人数で所得変わりますので、あくまでも960万円が目安ですので、扶養人数が多ければ前後します。

3点目、「等」の意味ですが、高校生等は未就学、高校へ行っていない方もいますので、それを含むということで、あと公務員等の「等」ですが、実は転入された方で児童手当の申請されていない方は1名いまして、その方、資格があるのですが、まだ申請されていないので、その方、申請が出てくれば児童手当も支給して、この手当も支給されるということになりますが、それで「等」という表見加えました。

4点目、残りの5万円ですが、まだ確定情報が町に来ていませんので、5万円の分の年内支給される児童手当受給者分だけしか補助申請上げていませんので、それらについ

ては年明けの対応となると思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） まず対象者、高校3年生までという部分に関しましては、今、「等」のところの説明で未就学者という言葉も出ました。であれば在校生にこだわらないというような理解であれば、中退者も含めると、18歳、もしくは18歳の年度末までという解釈でよろしいですかということでもありますね。

クーポン券につきましては、今後、明確なものが出たらということではありますが、既に相当数の自治体でもう表明しておりますので、少なくともこれぐらいのことは当町も早い段階で表明してもよろしいのではないかと、そのように思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 残りの5万円の関係ですが、これにつきましては、昨日、今日で報道でいろいろ出ているところでありまして、当町としてはまだその方針は決めておりませんので、決まりましたら、支給の時期も重なってくると思いますが、その辺については早目に表明できるような方法をとりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは確認なのですが、今、同僚議員の中でほぼ内容等には分かったのですが、1点だけ。当町において280名という数字が出されていますが、960万円以上で今回支給されない子供らがいるのかどうかの確認と、今あったように次年度においての5万円の支給なのですが、クーポン券を作成にあたっていろいろな話題で、1,200億円がクーポン券つくるのにかかるのかいろいろな話題がございます。

そんな中で札幌市は、次の5万円も現金給付するとかいろいろな話題が載っていますので、当町においてもこういうこときちっと早い段階で町民に示してほしいなど。陸別町も現金給付するとか、そういうことで町民に新年度も何不自由なく、不安なく過ごしてほしいという意味で、再度お尋ねをいたします

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 1点目の所得制限を超えている方ですが、児童手当が特例給付という形で月5,000円の支給されていますが、その方は10月の支給段階で7世帯13名の児童がいわゆる特例給付の対象ですので、今回の5万円は対象にならないということになります。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 残りの5万円の関係であります、近隣町村といろいろその情報も出てくるかと思えます。そういったものも踏まえて検討しまして、早目に表明をさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第3 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今年もあっという間に12月の定例会を迎えまして、コロナ禍という言葉に振り回されまして、2年経過いたしました。ちょっと停滞して、今度は安心したなと思ったら、皆さんも御存じのとおりオミクロン株ですか、休むことなく押し寄せて、またまた気の許せない状況になっております。今後も各自が水際対策の中で、コロナ禍を早く収束いたしまして、以前の日常生活に戻れることを願っております。

さて、今回の12月の定例会におきまして、一般質問ということで時間をいただきまして、3点ほどお話いたします。

まず1点目については、市街地における空き地の利用について、それと、公営賃貸住宅長寿命化計画に関わる件と緑町公住に対しての要望ですか、最後は空き家対策ということで決めまして、各項目について、これから町長に順番にお伺いしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

高齢化社会を迎えまして、家を畳み、その中で空き地が増えたり、また、年取ること

にふるさとを離れることによりまして空き家になったり、このような状況が本町においても、一層増える傾向にあるのではなかろうかと思われます。特に後に出てきますけれども、この空き家については、どこの市町村でも課題となっております。今後のまちづくりにおいては、景観形成の中で行政の手腕が非常に強く求められるのかなと思っております。また、空き地利用についても行政が、これから計画していくとなれば、限られた面積が必要でございます。そこで空き地については、今後、必要か不必要かはっきり区分されてくるものと思われます。

そこでまず1点目にお伺いいたしますのは、町が管理する市街地における空き地について、現在、この町の中でどのぐらい数を持っているのか。それと二つ目においては、300平米以上、250から300平米ですか、それ以上の空き地はどのぐらい存在しているのか。また、これらの土地については、今後、どのような整理をしていくのか。この3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 空き地という御質問ですが、ここでは町で把握している市街地の未利用宅地、未利用地ということでお答えいたしたいと思います。

まず、市街地で300平米以上の未利用宅地ですが、4か所あります。1か所目は、東1条2区の旧職員住宅跡地、これは優愛館と道道津別陸別線の間にある415平米で、昭和59年に取得してありますが、傾斜地でもあり、特に管理はしておりません。2か所目は、大通りの旧鹿野水産、これは335.47平米でございますが、平成27年に寄附を受けておりまして、議員も御承知かと思いますが、近隣の方に迷惑がかかりそうな老朽ぐあいのため、現在、解体に向けて準備中であります。3か所目は、東1条1区の旧花むすび跡地と小田電気商会の社員住宅跡地、これは585.33平米で、平成27年と平成28年に寄附を受けておりまして、夏に除草のみをしております。次に、4か所目は、旭町の旧営林署官舎跡地3,649.38平米、これは平成29年に国から取得したところですが、今後、利別川堤防改修が予定されておりまして、用地確定までは利用しない予定で、特に管理は行っておりません。

このほか3か所で未利用地があります。いずれも面積が小さくて、いわゆる潰れ地でございます。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） このような空き地については、場所とか面積・区画の形、利用目的によってそれぞれ変わってくると思われますけれども、できるだけ不必要と思われる土地については、計画がないのであれば、早く整理されたほうが良いと思っております。

それでは、次に東1条1区にある町が管理する面積585.33平米ですか、先ほど町長のほうから報告がありました旧花むすびの跡地について、お伺いいたします。

町長がお話されましたように、この場所については、現在、建物等も解体されまして、更地の状態であります。以前はここに商工会とか、飲食業ですか、本当ににぎやかな町並みの一角でございました。更地となって数年経過してございまして、この土地については、ほかの議員からも質問されておりました。私もこの土地については、以前、利用目的についてお伺いした経緯もございまして、そのときの聞いた記憶の中では、福祉目的で使いたいというお言葉をいただいております。

利用目的が決まっているならば、それはそれでよいと思っておりますけれども、この面積であれば、一般住宅でいけば大体2区画ぐらいは十分取れるのかなと思っております。もし未定ならば、陸別は非常にマイホームを持つには、場所が見当たらず、困っているとよく聞きます。それならば家を建てる条件で希望する方に安く提供して、私は税金に反映できるようなほうに向けていくのも一つの策かなと思っておりますが、東1条1区の面積585.33平米ですか、この土地についての目的があればお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 寄附を受けました当時は、市街地から離れた地域に住む町内の独居高齢者、または高齢者世帯の冬期間や体調が悪い方の季節的、一時的な居住地となる住宅や福祉施設の整備などに使いたいという考えがありましたが、現在はそれらのニーズもなくなりまして、具体的な利用方法が見当たらないという状態です。

跡地利用は、白紙の状態ということでもあります。今後、幅広く利用方法を検討し、有効活用したいと考えていますので、ぜひ議員の皆さん、また町民の皆さんからアイデアをお寄せいただきたいと、そのように考えているところであります。

なお、ただいま申し上げたとおり、議員もおっしゃられておりましたが、陸別町は案外土地がない場所です。市街地の未利用の町有地は非常に少ないために、今後のために払い下げは行わずに、町としては確保しておきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 場所によって、先ほどもお話ししましたが、利用目的によっていろいろ変わってきますので、前向きにこれから考えて進めていっていただきたいと思っております。

それでは、次の大通りに面する旧鹿野商店の空き地利用目的についてお伺いいたします。

この話も先ほど町長から、4か所の中の1区画についてお話されました。この件についても、以前に私も含めてほかの議員からも、同じく利用等についての考えを伺われた経緯もあります。以前からこの建物については古く、先ほども町長も言われましたように、危険度とか景観上のことも考えると、今回、今年度の予算の中で解体費ですか、891万円組まれています、大通りの景観の一部が変われば、またそれはそれでいいと思っております。

また、あそこは本町のメイン通りであることから、大通り町内会の活性化に向けても慎重な考えのもとで、取り組みをしていかなければならないのかなと思っております。今回、解体にあたりまして、多分、町民の皆さんも解体によって、この場所については結構期待の目を向けているのではなかろうかと思われま。以前には、宅地とか福祉関係の話を耳にしていました。できれば団体組織とか、住民が気軽に出入りできるような場所であってほしいなと思っております。

例えば、これも耳にしたのですけれども、陸別駐在所ですか、あそこは結構古くなって場所的にも、ほかの町から来たら分かりづらくて、「陸別駐在所はどこにあるのですか」という話もしょっちゅう聞きます。それと前に信金のことも聞いておりました。町の行政機関も、私はやっぱりここはできれば町関連機関も、ちょっと面積が小さいのですけれども、一緒に参入した小さな合同庁舎みたいような建物も活性化に向けて反映できるのでなかろうかと、私は勝手に想像いたしました。余談な話になってしまいましたが、今回、解体にあたってその後の予定についてお伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 旧鹿野水産は、議員のお話にもありましたとおり老朽化が著しくて、近隣の方に迷惑がかりそうな状況にあるため、今年度中に解体する予定でしたが、あの建物はアスベストが含まれていることが判明したため、現在、調査・設計を行っておりまして、解体は次年度になる見込みであります。解体後については、以前の説明では住宅用地と、そのようにお答えした記憶がありますが、現在は先ほどの旧花むすびと同様に、この土地についても幅広く土地の有効活用について、議員の提案も含めまして十分検討していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） まだ、未定でございますので、場所的に本町の顔となるような形の中で、大通が活性化ができるような町並みづくり、こういうほうに向けてぜひお願いして進めていただきたいと思っております。

それでは、次に公営住宅における用途廃止、解体等における排除の基準、これらについてお伺いいたします。

この基準については、以前にお話は聞きましたけれども、改めてここで確認したいと思ひまして、今回、出させていただきます。今回、新町団地ですが、北側において陸別町公営賃貸住宅の長寿命化計画の中で、公住の建て替えが進められており、ここについては特公賃住宅ですか、このような形で進められております。そして今後、また緑町公住については、この長寿命化計画を拝見すると、令和6年から用途廃止、令和7年より南側から順次、建て替え建設が計画するという予定が、長寿命化計画をみましたら私なりに解釈いたしました。

このように公営賃貸住宅について、この用途の廃止、その後、この廃除等についてのルールというのが、多分あると思われま。このように公営住宅等の処分・廃除等につ

いての決まりというのか、それについてはどのようなになっているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 公営住宅等長寿命化計画につきましては、公営住宅法、また建築基準法、公営住宅等長寿命化計画策定指針等に基づいて策定をしているところであります。公営住宅の用途廃止や処分・建て替え等については、いずれも法の要件や基準の中で、国土交通大臣の承認や報告などが、必要とされているところであります。

また、公営住宅法第50条の中で、公営住宅等の整備や管理などについて、公営住宅法または施行令に違反する事実があったときは補助金の返還を命ずる、そのように定められているところでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 公営住宅法のそういうような形の中で進められているということで、理解をいたしました。

それで次の項目の家賃等についてお伺いいたします。

これについては民間、例えば、今、陸別町では民間活用住宅が進められたりしております。その中には入居時については、募集要項の中には家賃がなされております。同じく町の公営賃貸住宅も入居募集の回覧等についても、住宅名称別に家賃とかそういうのを明記して、現在、町内回覧を回されているということで実施されております。

例えば、現在、古い住宅に入居していて、今回このような用途廃除によって、今の場所から多分移らなければならないというときに、多分、行政のほうから次の住宅が紹介されることと思います。その時点で例えば、これ例なのですけれども、現在の家賃が1万円で入居していると。次、用途廃止によって住宅を移動しなければならないそういった場合、その紹介された公営住宅が今の家賃よりも高かった場合、これはその辺建て替えによって伴う家賃の設定というのですか、その辺はどのようになるのでしょうか。多分、引っ越しされている方については、それだったら今の家賃で十分だよな、絶対引っ越ししたくないよというような話にもなるのではなかろうかと思いますが、その辺の家賃の設定というのは、どういうふうにされているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 公営住宅の家賃につきましては、毎年度、入居者からの収入の申告に基づきまして、公営住宅の規模や建設時からの経過年数、その他の事項に応じて定めております。

家賃の軽減措置についてなのですが、新たに入居する公営住宅の家賃が、建て替え前の公営住宅の家賃を超える場合につきましては、これは時限的な措置にはなるのですが、激変緩和措置を行っております。措置の内容につきましては、従前の家賃から新しい家賃へ段階的に軽減するもので、6年目に本来の家賃になると、そういう措置ということ

であります。今後も対象者の方に対しましては、引き続きそのような措置を行っていきたいと思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そういうことで、軽減措置がとられているということで聞いて、ちょっと安心しております。これらについては、指示とかいろいろな形の中でありますので、今後とも低所得者に対したら、これは非常に大きな問題になりますので、軽減の中で枠組みを緩和させていただきたいと、そのように思っております。

本当にこのような設定についてはよいと思えますけれども、それでなくてもやっぱり余計な経費がかかって、いろいろな目に見えないところで負担がかかりますので、そういう面では厳しい状況にあるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の緑町公営賃貸住宅についてお伺いいたします。

現在、緑町公営住宅については、公営住宅と改良型と合わせて、25棟の51戸の住宅があります。これも長寿命計画を見ましたら、築年数が約36年から39年経過していると。そしてこの地については、長寿命化計画により平成6年より、先ほどもお話ししましたが、建て替えをするということで今、募集もかけず進められております。それで現在、ここの緑町公住については、平均して高齢の方が中心になって入居されております。そしてこの高齢者の複数の方から、やっぱりこの年になってから引っ越しは勘弁してほしいとか、年なので、このままこの地区で生涯を閉じたいので何とかならないかとか、身内がそばにいないので引っ越しが困るとか、経済的にこの年になって引っ越しは金がかかるので、不安だというような意見、このような声を耳にしております。

お話を聞くと、やはりこの住宅はテレビのアンテナから灯油タンク、風呂一式もろもろ全て自前と聞いております。これを考えると、やはり引っ越しするのでも重複するものについては処分費、いろいろな面がかかります。高齢になってからの引っ越しについてですか、人手とか車など考えると不安もよぎると思いますが、私はその支援についても人的支援とか、運搬するのであれば公用車のトラックなどの貸し出しだとか、いろいろな軽減対策として考えられるのではないかと考えております。いずれにしても大変だということでございます。

それで緑町公営住宅建て替えにおいて、まず、ここの地区における説明会ですか、これはなされているのかどうか。それと、例えば引っ越しにあたってのスケジュール、スケジュール等についてもどのようになっているのか。それと、説明会がなされているというのであれば、地域住民の皆さんからの声というのは、どのような声があったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 建て替え事業に伴う説明会につきましては、令和元年7月に、緑町団地集会所において1度開催しております。住民22名の方に出席をいただきまして、建設課長含め職員3名から、陸別町公営住宅等長寿命化計画における緑町団地の建

て替え事業の内容について説明を行っているところであります。

昨年以降はコロナ禍ということもありまして、説明会を行うことができておりませんが、建て替え事業に関して説明が必要な方につきましては、文書にてお知らせをさせていただいているところであります。

また、住民の意見や質問、そのときに何かという御質問でございましたが、住民からは入居替えに応じず、町外に転出してしまうのではといった御意見がございました。また、家賃はどのくらい上がるのと、また、入居していただける期限はいつかと、いつから工事が始まるのか、引っ越しの費用は出るのかといったそのような御意見もございました。

引っ越しの手順といたしまして、緑町団地の中で古い住宅となるA棟から順に立て替える計画としているため、何件かの方には新町団地で建て替えた住宅に移っていただいて、空いた住宅から順次建て替えながら、残る緑町団地の入居者に移り住んでもらう計画となっております。

なお、諸般の事情で、年次計画の変更等もあり得るとということにつきましても説明をしているところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） まだ時間が十分ありますので、丁寧な説明を確かに引っ越しする人にはめくら経費とかいろいろかかるので、少しでも負担が軽減できるような形で進めていただきたいと思います。

次に、緑町公住についての長寿命化計画の一部見直しについてということで提案したいと思います。

皆さんの手元には、陸別町公営賃貸住宅の長寿命化計画がありませんけれども、私、口頭の中で進めさせていただきますので、御了承ください。

この計画書の中では、説明受けたわけではございませんけれども、私の計画書見た中での形で進めさせていただきますと、大まかに2段階ぐらいに分けて解体・建て替えがされるような計画書になっております。1段階では、先ほど町長が言われましたように、緑町集会所から見て南側ですか、こちらのほうから順次やっていくということで、今の引っ越しの話も聞きましたら、それほど負担のかかるような、ちょっと大変な方もいらっしゃるけれども、全般的に見たら、今のお話聞いたら、いい形で引っ越しも1回で済んでいけるのかなということで、安心しております。

令和6年から令和10年度にかけて新しく公営住宅が11棟の22戸ですか、建設されます。その後、残りの集会所から北側ですか、北側に向けては現在12棟の22戸ですか、12棟の22戸が壊されまして、公園ができて、4棟8戸が建設されるということでございます。昨年、令和2年の緑町公住の住宅の維持費ですか、これ見ましたら、6件の12万4,664円ですか、これ意外に年数たっている割にはかかっていないなど

思いました。

それで、北側の公住については後から建てられているから、まだ南側から見たら年数がちょっと若いとっておきまして、ちょっと見たら、まだ建物として見る限り、しっかりしているなとっておきます。行政のいろいろな計画もあると思いますが、私たちの目から見たらもったいない感じがいたします。

それと、これ他市町村ですけれども、他市町村では築45年以上経過している公住について、これを用途廃止後、改修しながら民間業者が管理する賃貸住宅とか、サテライトオフィスとか、特に土幌町関係では、子育て世帯とか新婚世帯、それと本当に住宅困窮者に対して、低家賃で入りやすいような形の住宅に活用しながら進めていくということでございます。本町においても一時待機者とか、例えばこちらに、現場に通われて泊まる場所がなかったら、足寄とか帯広から通って工事に入られているという方も結構いらっしゃいます。その中で私が思うには、プレハブ建てて住んでいる方もいらっしゃいます。そういうことを考えたら、この用途廃止後については、町の取り決めのないそういう方の困窮者に対して、会社が責任を持って契約してその方を入れたりするとか、仮事務所とか、何とか軽微な条件の中で多目的に使えて、気軽に利用できるような住宅にしてはと。いつもそういう住宅の解体を見ながら、もったいないという中で、何とか利用できないのだろうかというふうにも思っております。

今、現在においては民間活用住宅や公営賃貸住宅環境も見た感じ、ある程度整えつつあると思えます。特に緑町の南側ですか、こちらのほうができれば、結構そういう面では低所得者用の住宅については、十分やるべきだと思っております。それで説明ちょっと長くなりましたが、この緑町公営住宅の北側の部分について、壊すことはいつでもできます。そういうことで、今の住宅環境を見ると、壊さなくても何かの形で使えないだろうかということ、見直しはできないのだろうかというふうにも思っておりますが、この辺について伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町公営住宅等長寿命化計画の中で、緑町団地の建て替え計画につきましては、既存の住宅25棟50戸、これを令和6年から解体をはじめ、令和14年までの間に延べ15棟30戸に整備する計画と、そのようになっております。

この長寿命化計画につきましては、平成30年度に策定したもので、計画期間は令和元年度から10年度までの10年間としておりましたが、陸別町を取り巻く住宅事情の変化も考慮し、中間年となる令和5年度に見直しを予定しております。

多目的利用についてなのですが、緊急用、また住宅困窮者等につきましては、給湯機器やお風呂等が完備された空きのある他の団地で対応できると、そのように考えております。公営住宅法では、会社貸付けや多目的に利用することにはできませんが、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲で、国土交通大臣の承認を得た場合に、社会福祉法人等に対して公営住宅を使用させることができると、そのように決まっ

ているところでもあります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そういうことで、結構、私もそういう会社に勤務していましたが、なかなか陸別のほうに来て泊まる場所がないものですから、その中で通勤中に事故を起こされた方もいらっしゃいます。

そういうことで、今、小利別陸別間で、高規格道路が建設されまして、今度、陸別から足寄まで、この区間やるということになりましたら、非常に労務者とかいろいろな地域経済が潤うような形になりますので、ぜひ今後、そういうことも考えながら進めていっていただきたいと思います。

それでは、次、空き家対策について3点ほどお伺いいたします。

先ほどの話の中にもありましたが、高齢社会が進む中で、当然、空き家も増える傾向にあるということで、これは本町も同じでございます。日本の空き家についてですが、所有者の76%が、60歳以上の方が所有されているというふうに言われております。この空き家問題については、日本全体の課題でありまして、私たちの住む町においても今後課題の一つかなと思っております。本町においても、解体費の公助によりまして解体ができなくなり、また、寄附行為のケースが出てきたりとか、そういうことでちょっと懸念されますので、ぜひ負の財産を持たないような形で、慎重に今後取り組んでいっていただきたいと思います。そこで本町については、この空き家問題について、どのような取組をされているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、町で行っている空き家対策について、3点ほど御説明したいというふうに思います。

空き家対策事業として、景観形成事業補助金による対策、今年度から空き家の解体補助として、補助の上限額を35万円から50万円に引き上げ、申請物件につきましては、まちづくり推進会議へ諮問した後に補助交付決定を行っております。今年度の申請は10件、補助金額は443万9,000円となっております。うち5件につきましては、解体は終了しております。

二つ目として、空き家による周辺家屋等への被害防止対応や住民の通報による所有者への通知、危険防止対策として4月に風により屋根の飛散の通報があった家屋について、消防署の協力を得ながら危険防止の対策をとっております。また、屋根の一部崩落のあった家屋につきましては、7月に所有者に対し、書面により現状の報告並びに対応をお願いするとともに、北海道空き家相談会への参加を促す文書を送付しております。

三つ目といたしまして、固定資産税納税通知書発送時における景観形成事業補助金の周知、今年度より補助金交付要綱を改正したことによりまして、町外の空き家所有者も申請が可能となっております。5月の固定資産納税通知書に、町内回覧と同様のものを空き家所有者等の方、64件に御案内をさせていただいております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今後も空き家が少しでも減少できるよう、景観のよいまちづくりを継続的に支援など、お願いしていきたいと思います。

次、空き家については、所有者が亡くなり相続人が誰なのか、その後、本当に管理もされずに放置状態、このようになるケースが非常に多くなってきます。また、その中では買い手もつかず、解体するのも予想以上の解体費の金額がかかるとなれば、同じ身内であっても誰も相続はいたしません。そういう中で、所有者不明の空き家対策として、これ国ですけれども、平成27年には空家等対策の推進に関する特別措置法、これができまして、市町村は解体撤去とか危険のある場合については、関与ができるというような形になってまいりました。

それだけ所有者不明の空き家が多いということですよ。そこで、本町において空き家がどのくらいあるのか、また、その中で所有者不明となっている建物がどのくらい存在しているのか、この辺、分かる範囲でよろしいです。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在の空き家の件数は138件であります。そのうち市街地は74件、農村部は64件と、そのようになっております。また、所有者不明の空き家は22件、そのようになっております。これは平成27年度、28年度に空き家調査により整備した台帳をもとに、解体等の実績を突合して修正を加えている数と、そのようになっているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今、聞きましたら結構空き家の数も多いということで、この空き家データについては町並み整備を進める上では、重要な鍵となっていきますので、今後とも継続的に取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは最後の質問になります。

先ほども話しましたように、高齢化社会において所有者の移転や死亡など、また、そういうときは売却が滞れば、急速に膨大な空き家となることから、これはこのようなことについては早急な対応を求められます。特に、一番こわいのは、放っておいても役所が何とかしてくれるだろうというこういう感情が、非常に出てくるような感じがいたします。手をかけなければ、いつまでたっても空き家対策については進まなくて、情報も見失ってしまいますので、その辺よろしく願いいたします。

そこで私、本町においては町内を車で走ると、国道沿い両側ですか、空き家が建ち並び、非常に町並みの景観を損ねております。それで町のメインストリートぐらいは、空き家所有者と合意になるのであれば、私は予算計上の上、町並み整備に力を入れていてもいいのではなかろうかということも思っております。所有者との連絡のやり取りも、はっきり言ってこちらから声をかけていかなければ、進んでいかないと思っております。

ます。それで最後に、この空き家問題について、町として今後どのように取り組んでいくのか、これをお聞きして私の一般質問終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 空き家につきましては、基本的には所有者が対応するべきものというのが基本だと思っています。町内の空き家については、建物自体利用できるものがほとんどないというのが実態だと、そのように把握しております。

また、町外の所有者、もしくは亡くなった人もいるため、対応に苦慮しているといったところです。そのため現状といたしまして、現在の景観形成事業による空き家解体を主軸としまして、国土交通省が作成したガイドラインや事例集、また、北海道空家等対策連絡会議や本別町居住支援協議会などの情報収集を継続していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

通告に従いまして、今日は20年後の陸別をどう描くかということで、町長にお伺いします。

これは今後の何年先を思い描くかということでありまして、いろいろな考え方があろうかと思っております。今日は20年後の姿を伺いますが、これはいわゆる2040年問題に、どう立ち向かうのかということでもあります。昭和46年からの5年間あたりを第2次ベビーブームと言われておりますが、この団塊ジュニア世代が出生されておまして、この方々が65歳から70歳になる令和22年・2040年頃には、65歳以上の高齢者の人口がピークに達することで、起こり得る様々な課題を乗り越えていかなければならないということでもあります。当然に、今期第8期の陸別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についても、このことを想定したものになっているものと認識しております。ちなみに今から20年前、平成12年で、西暦2000年ということでもあります。変化の速度感覚、これを一応探るために少し振り返ってみたいと思います。

この年は何といたしましても、4月に介護保険制度がスタートしたことが上げられると思います。特別対策によって65歳以上の方の保険料を、半年間徴収しないこととするなど紆余曲折はありましたが、とにかく制度のスタートを最優先にしたことの現れだったと、そのように思っております。また、同じく4月には地方分権一括法が施行されており、当時の当町の行政執行方針であります。前町長であります。自治体としての自立と国依存体質からの脱却を掲げ、各種補助金等の経過や効果を見極め、必要な見直

しを行ってまいりたいと、そのように述べておられました。そして行政評価を念頭に施策の取捨選択に努め、地方債の発行についても後年の財政負担を考慮して額は極力抑制したいと、そのようにしておりました。

ちなみに前年度の平成11年度の決算状況も公表されておりますが、一般会計総額は57億5,000万円余りで、そのうち地方交付税が31億2,000万円、国と道の支出金が合わせて7億円余りということであります。現在に比べますと、かなり大きな財政であったことがうかがわれるわけであります。

なお、基金残高は34億9,000万円ほどであるのに対し、地方債残高は85億2,000万円ほどになっておりました。

当町には御承知のように、まちづくりのグラウンドデザインとなる総合計画がございまして、今期の計画は、令和2年度からの10か年間を計画期間としております。その巻頭には陸別町の将来像として、「人と自然が響き合う 日本一寒い町 りくべつ」と、そのようなビジョンを掲げて、自然と解け合う豊かな地域産業の町など、五つの基本目標が設定されております。それらは産業・健康・生活環境・教育及び地域づくりとして、それぞれに基本となる施策につながるものであります。

今期の陸別町高齢者保健福祉計画では、令和22年・2040年の推計人口を1,439人としております。これは国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査人口に基づいて推計したものでありまして、そのうちの高齢者人口は612人となっております。一方で、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画では、同時点の推計人口を1,989人としていて、高齢者人口は899人と推計しております。これは現行の陸別町人口ビジョンに基づくものとされております。

昨年、実施された国勢調査の速報集計では、人口総計は2,265人ということありますから、20年前、平成12年・2000年国勢調査の人口総数3,229人に比べますと、964人減少していることとなります。これまでの20年間で964人減り、今後の20年間でも約800人ほど減ることが見込まれるというのが、高齢者保健福祉計画の推計人口であります。

お伺いいたしますが、この避けることのできない人口の減少ではあります。その抑制には地方創生推進交付金を充てるなどして、移住・定住につなげる施策に取り組んできております。第1次の地方版総合戦略の運用過程で実施しておりました、アクティブ・シニア移住交流促進事業について、これは後ほどお聞きすることになる介護サービスの需給調整にも関係しますので、この効果を見出せているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 当町における地方創生交付金事業につきましては、ほとんど広域事業を中心に取り組んできております。その中で十勝アクティブ・シニア移住交流促進事業は、陸別単独ではなく、北海道と十勝管内6町の共同の取組ですが、池北三町によります十勝東北部移住サポートセンターでの取組として実施してまいりました。陸別

町の参加は、平成30年度及び令和元年度でした。50代から60代のシニア層をターゲットに、移住交流対策を行ってきました。移住フェア参加、モニターツアーの開催のほか、各種情報の発信・相談などを行ってきました。モニタープログラム参加者から、1名の方が陸別に移住されております。

そのほか交流人口の面では、ちょっと暮らし体験や友好町民の会加入など、一定の効果はあったものと、そのように考えております。移住に関しましては、シニア層などの年代にかかわらず、当町では、働く職種も限られておりまして、就業先など非常に難しい問題と、そのように捉えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 地方創生事業についての広域で取り組むことにつきましては、以前に、この功罪についても質問した経緯があると、そのように自分では認識しております。いずれにしましても、人口の減少はいかんともし難いわけではありますが、それをイコール我が町の将来の姿としてしまえば、そこで話が終わってしまうのであります。見方を変えれば、まだ千数百人いると思えば、思考停止の状態を乗り越えることができるものと、そのように考えております。

冒頭で申し上げました2040年問題に戻らせていただきますが、この問題の本質は、後期高齢者の増加に伴って年金や医療・介護などの社会保障費の増大のみならず、労働人口の激減によって、あらゆる面で担い手の不足が深刻になると言われております。既に触れておりますが、総人口に占める65歳以上の人口比率、これを高齢化率としておりまして、これは国全体での数値であります。昭和の年代では5年間で1%というペースで上昇してきたものが、平成になると同じ5年間で約3%というハイペースになっており、令和元年度時点の高齢化率は国全体であります。28.4%と言われております。

国は20年後、令和22年の高齢化率を36.8%と見込んでおりますが、これは今年度改正された当町の高齢者保健福祉計画における同時期の高齢化率、42.5%の予測値よりもはるかに深刻な状況と、受け止めなければならないものと思っております。このままの状態が続きますと、20年後には若年労働力の不足がさらに深刻化し、事業所の生産性が低下して廃業に至るなど経済の成長は望めず、結果として生活を支える行政サービスが、満足に受けられない事態の発生も懸念されます。

もちろん健康保険や医療保険、生活保護といった社会保障制度は、その利用度の低い若年労働者の納税や保険料負担を財源として成り立っておりますので、若年労働者が減少して税金や保険料が減収になりますと、収支のバランスが崩れ、社会保障制度そのものの維持が難しくなります。当町の将来のあるべき姿につきましては、これまでも幾度か伺ってきた経緯がございます。地方創生関連法が平成26年11月に施行されて、地方版総合戦略が作成されて以降、取り上げてきたものを述べさせていただきますが、中山間地のコミュニティー維持と市街地中心部の活性化、急傾斜地の土砂災害対策、農

林業振興としての遊休農地や耕作放棄地への対応及び新たな森林経営管理制度の取組、商工業振興としての基本条例に基づく小規模事業者支援、さらには地域における福祉サービス供給体制の見直し、そして行政機能の効率的な運用に関しては、公共施設等の老朽化対策や広域行政の課題と官民連携による財政再生、また、学校教育においては小中一貫教育の取組など、いずれもが人口の減少を内包した中での持続可能なまちづくりを模索するものであります。

私が、これまで取り上げた課題を申し上げさせていただきましたが、これは行政としての守備範囲で見れば、その一端にすぎないものであります。20年後を目途として直面するであろう課題の中から、これまでの質疑の経緯をたどりながら、一つの区切りとして20年後の姿をどのように思い描いて行政運営をされておられるのか、伺いたいと思っております。

それでは、目指す20年後の我が町の姿を産業の振興と、それを支え、またはそれらから派生するサービス業、そしてまちづくりを中心とした行政機能の維持について、それぞれにその一部分ではあります。具体的にお伺いします。

なお、20年後の姿ということですので、おうばくとした感じに捉えがちではありますが、先ほども申し上げましたように、20年前といっても、それほど昔のことには感じないのでありますから、これからの20年、そのときになってみなければ分からないとして、先送りできることではないと思っております。まずは基幹産業とされる農林業について伺います。

農業、当町では畜産業ということになりますが、これは後継者の急減と新規就農者の確保の問題、その結果として法人化・大型化に活路を見出すことは、必然のことなのだろうかということでもあります。一方で、このことが離農を早める側面を持ち合わせているのではないかとも思っております。私事ではありますが、30年ほど前までは酪農業に関わる仕事に就いておりましたが、とても今の姿を想像することはできませんでした。もちろん農家戸数も3倍以上ありましたし、当然に同業者間の葛藤はありましたが、連帯意識も強かったと思っております。

そのようなことで、地域内においてはまさに基幹産業として、一定の影響力を持ち合わせていたとも思っております。20年後における実態としての畜産農家戸数は、最小で現在の約半数20戸くらいにまで減少しているのではないかと思っております。その場合において、現在の生産額を維持できているのか、また、農地の利用集積はどのようになっているのか、方向性としては終わりのない規模拡大の様相を呈しておりますが、当町の農業政策はこれまでと同様、法人化による経営の大型化を支援していくことになるのか。

以前、農地の集約化に関する経営効率の改善に関して農業生産法人、現在は農地法の改正で農地所有適格法人という名称になっておりますが、この要件緩和などを背景に異業種の参入について伺った経緯があります。当時は、まだ考えていないとお答えになっ

ておられましたが、このことも重要な手段になるのではないかと考えております。このことも含めまして、当町の農業の目指す姿をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町内における搾乳農家戸数は、令和2年度に3軒減少し、令和2年度末には41軒となりました。今年度には1軒減少し、現在、40戸の搾乳農家戸数となっております。搾乳農家は減少しておりますが、成牛頭数につきましては平成22年度4,688頭から現在まで、ほぼ横ばいの状況というふうになっております。

また、生乳生産量につきましては、平成22年度、3万6,539トンから令和2年度には4万282トンと、順調に増加しております。1戸あたりの飼養頭数、生産量が増えております。JA取扱分の農業生産額につきましては、令和元年実績で生乳分で37億3,100万円、個体の販売分で18億9,100万円、畑作分で4,000万円、合計56億6,200万円となります。毎年順調に増加しており、まさしく町の基幹産業であると、そのように思っています。

しかしながら、一方、高齢化や後継者不足は、非常に深刻な問題であります。令和2年度に農協で実施しました、地域農業振興計画に伴うアンケートによりますと、約半数の農業者が後継者不在と、そのように伺っております。離農者は、今後もますます増える見込みでありまして、一定の農業生産額を維持するためには、必然的に1戸あたりの飼養規模の増加、法人化・大型化がある程度進むのではと、そのように考えております。国が推進するクラスター事業も、法人による規模拡大を想定しております。町にとっては、農業者の規模や形態にかかわらず、農業振興は重要なことだと、そのように認識をしているところであります。

また、農地の利用集積については、農業委員会で土地の出し手・受け手の関係を調整し、整った場合、町長に対して利用集積計画の作成について要請があり、町は要請に基づき利用集積計画を樹立し、進めております。その中で株式会社等の農地適格化法人の参入も重要なことと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 経営の大型化は必然の姿というような御答弁であったと思いませんし、農地の集積については、農地所有適格化法人の参入も否定するものではないというような答弁であったと、そのように考えております。

それで大型化を支援するための要諦、重要なことという意味ではありますが、真っ先に上げられるのが、粗飼料と労働力の安定供給ということになると思います。このことについては、TMRセンター事業とコントラクター事業が、その一部を担っておりますが、既に粗飼料耕作面積に対する乳牛の飼養頭数にアンバランスが生じていて、家畜ふん尿の処理を含めて大きな経営課題になっていると考えております。農業への就農者の減少が進む中で、AIを含めた高度な機械化と経営の大型化が進められている一方で、

我が国も共同提案に加わっております国連家族農業の10年が、2年ほど前の国連総会において採択されたことにより、各国は家族農業に関する活動プログラムの作成を急いでいるということでもあります。

近年の我が国の農業政策とはかけ離れたこの動きには、どのような背景があるのかということでもあります。それは最近、テレビ等の媒体をも利用して啓発されておりますSDGsや、単にサッシなどという言葉でひとくくりに論じられておりますように、持続可能な社会への移行があるのだろうとっております。近代農法の浸透に伴う環境破壊の問題や気候変動に関する議論の高まりを背景に、政策面で大規模企業的農業から小規模家族農業への転換によって、家族農業がSDGsの実現に貢献できるような社会経済状況を政府が、政策的に整える責務を負うということでもあります。

規模拡大は、環太平洋連携協定・TPPであります。などの貿易自由化に対抗し得る国際競争力をつけるため、設備投資において当町でも取り組まれているように、最大半額まで補助する制度、先ほど町長も答弁されておりましたが、クラスター制度などで、これは国が進めてきた政策であることは紛れもないことでもあります。今、ここで、このことについて町長に、この動きに対する考えをお聞きはしませんが、政策的支援からこぼれ落ちていた小規模家族農業の役割を再評価して、支援を強化するということがこの動きの目的でありますので、今後は、国の補助事業等の取扱いにも変化が生じてくるのではないかとっております。この動きが、バイオガスパラント整備計画における関係者間の迷走からも感じられることではあります。農業者で組織される農業協同組合とその構成員との関係、これは構成員同士の関係をも含めてであります。薄れつつある相互扶助の精神の再構築につながることを期待しております。

それでは、次に林業の振興について伺います。

当町は申し上げるまでもなく、総土地面積の8割以上を森林が占める町であります。そのうち1万600ヘクタール余りが私有林で、町有林は1,500ヘクタール余りということでもあります。そのような中で、今後の林業施策に大きな影響を及ぼすことになるのが、森林環境譲与税の活用と新たな森林経営管理制度の導入ということになると思います。国は、森林環境譲与税と新たな森林経営管理制度を一体的に運用することを想定しております。所有者の森林管理が不十分であったり、所有者が不明であったりする私有林について、林業経営の効率化や管理の適正化を図るために、市町村が主体となって管理権を設定して、管理する仕組みの推進を目指しております。

このことにつきましては、以前にも伺った経緯がございます。その時点では当町はまだそこまでは考えていないということでありました。森林環境譲与税の活用に関する予算的には、民有林整備として災害などの被害森林の伐倒や除去の施策が加えられてはいるものの、総合計画における林業の振興では、具体的には触れられていないのが実態であります。町への森林環境譲与税の譲与額は、今年度が2,677万5,000円、来年度と再来年度が3,465万円、その後が4,252万6,000円を見込んでいます。

のことであり、また、私どもが林活議連からの意見書の提出要請においても加わっておりますように、森林による多面的機能が求められていることでもありますから、この森林環境譲与税の活用については、長期的な展望を持った施策の推進が重要になるのではないかと思います、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 森林環境譲与税につきましては、本年度で3年目の活用と、そのようになります。令和2年度までの事業実績は、ホームページで公表しているとおりであります。令和3年度につきましては、作業道補修4,250メートル、作業員の装備品、安全講習会受講料の助成、民有林整備事業、山林活性化事業の総額3,051万2,000円の事業を実施しております。令和4年度事業につきましては、まだ確定しておりませんが、森林環境譲与税の本来の目的であります森林整備及びその促進を踏まえて、効果的な事業を実施していきたいと、そのように考えております。

実施にあたり、陸別町森林環境譲与税基金を活用することにより、年度間の調整が可能し、より長期的かつ効果的な事業を実施できるため、町内の事業体の意見をお聞きし、進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 森林環境譲与税と新たな森林経営管理制度のことですが、全般的な捉え方として、この新たな制度は自治体による事実上の公有林化の権限が強まったと言われております。

先ほども触れましたが、それは市町村による私有林の経営管理権の設定などを主導的に行えるようになったことではありますが、その必要性を判断するための実態でありまして、町不在私有林の管理放棄林などの把握が、どの程度進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 森林経営管理制度につきましては、適切な森林経営管理の必要性を伝えるとともに、経営管理が行われていない森林について、所有者の意向を受けて自治体や意欲や能力のある林業経営者などに、経営管理を委託する事業であります。

町では、令和元年に新たに制定された森林経営管理法に基づいて、令和2年3月に森林所有者への意向調査を実施しております。対象は人工林で、森林経営計画に該当しないもの、不在森林所有者であり、合計180件、695ヘクタールの方に森林経営計画への周知、今後の森林管理の意向等について調査をしております。

調査の結果、宛先不明である不在所有者28件、法人は、うち2件であります。これを確認しております。なお、森林所有者への意向確認につきましては、より正確な情報を把握するために重要なことでもあり、今後も必要なことであると、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁の中で、対象となる森林について触れられておりましたが、これは府県を含めた森林環境譲与税の使途の事例を見てみますと、譲与額の算定においては私有林人工林面積、これが要件の一つになっておりますが、天然林や公有林であっても市町村の判断で施業が可能とされておりまして、先ほど来、触れさせていただいております経営管理権の設定についても、既に管理が委託されているとみなされる森林については、譲与税を使途とすることが可能としている県もあります。

現在、当町の森林環境譲与税事業は、作業道補修事業を中心に病虫害や獣害の被害森林の伐倒・除去などの施業も対象事業としてはおりますが、これらの事業にとどめておくことは、現実的ではないものと思っております。

繰り返しになりますが、森林所有者の意向調査に基づく新たな森林経営管理制度による森林整備の実施については、考えていないことをお答えになっておりましたが、森林経営計画に入っていない森林の荒廃の速さ、これが森林に多面的な機能を求める上で、重要な課題になるのではないかと考えております。いかががお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これは前の質問とも関連いたしますが、令和2年の意向調査の際には、森林経営管理法に基づきまして、所有者には森林を適正に管理する責任があること、森林の荒廃を防ぐために適切に管理するための方法として、森林経営計画について伝えております。森林経営計画の認定を受けることにより、国からの補助のほか町による植栽等の造林事業に係る経費上乘せ補助などがあることも説明しております。

意向調査の結果によりますと、所有する森林の将来については様々な方法・意見があり、森林組合に森林経営計画の策定を依頼する、自分で委託先を探す、最後まで自己管理していく、売り払いを希望する、農地にする、現状維持など多岐に及びます。町としましては所有権移転による流動化、公有林化も含めて森林組合と協議し、進めております。

森林経営管理制度の取組の中で、所有者不明森林の対応がありますが、全国では27自治体、北海道では1自治体の1件のみの利用であり、該当例が少なく、当町でも利用はしておりません。陸別町では、森林経営管理法に基づき、森林所有者意向調査を実施しておりますが、森林経営管理制度を今後さらにどのように活用できるものか、森林組合や事業者等の意見を参考にしたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、林業振興に関する最後の質問としますが、町内私有林面積に占める町内事業者の自社林の割合、これがどの程度なのか。また、外国資本及び国内の投機的目的の所有者がおられるのか、把握できている範囲で結構ですのでお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 自社林の割合につきましては、森林調査簿上ではございます

が、町内事業者の自社林は約1割、そのようになっております。この数値は会社名義のみの集計であり、代表者個人の名義分、家族分、親族分は、これには含まれておりません。外国資本の森林所有者状況についてですが、町内にそのような該当はございません。

なお、北海道の状況ですが、これは令和2年12月現在の累計ですが、3,085ヘクタール、233件の所有者があり、十勝管内では18ヘクタール、4件が外国資本の所有というふうになっております。また、投機目的の森林所有者は把握できませんでした。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 時間の都合もございまして、続きまして商業施設の整備などの市街地の形成について伺います。

これについては、人口減少及び高規格道路十勝オホーツク道全通による影響を最も受けることになるのではないかと考えております。市街地の各地区いずれにおいても空き地が存在しており、今後、さらに増える傾向にあります。当町の景観形成事業が奏功している面もあるものと思っておりますが、景観上の問題だけではなく、上下水道などのインフラ資産の効率的な運用からも、その対応を自然の流れに任せておくことにはならないものと思っております。

以前、市街地における町有地を含めた未利用地の利用計画、または計画には至らずも、構想の類いのあるものがあるのか伺った経緯があります。当時は、計画はもちろん構想もないということであり、また、市街地の町有地で宅地はほとんどないとの認識が示され、未解体の建物については、今後、より有効な利用方法を検討したいとしておりました。そして遊休の町有地の宅地分譲については、意見として伺うことにとどめておられました。

この部分につきましては、さきの議員の質問の中で、民地に売却する考えはないということは、既にお答えになっておられました。これまでも当町には、私有地等の未利用地の利用、これは私有地であります、あつせん、仲介する仕組みはないと思いますが、その必要性についてはどのように考えておられるのか伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、町内の事業者で土地・建物等あつせんする不動産業者はないと、そのように思っておりますが、営業項目に、営業の目的に掲げている事業者はあるというふうに思っています。必要とする人に仲介する仕組みは必要だと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 必要という認識を今示されたと、そのように理解しておりますが、官民連携の組織であります株式会社りくべつについてであります。

これは町としては、第三セクターとしての捉え方をされておりましたので、お伺いしますが、この会社の定款において目的とされている事業は、まさにまちづくり会社の事業そのものではないかと思っております。この組織が将来、このような仲介を手がけることにはならないのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 令和元年の12月18日に、第三セクターとして、株式会社りくべつが設立されました。設立時の目的としまして、既存の第三セクターや民間に委託していた業務を新会社が一元的に担うことにより、事務事業の効率化、また、労働力不足解消を図ることと等が期待されております。

御質問にありますとおり、株式会社りくべつの定款の中には、不動産管理売買及び賃貸仲介事業が記載されておりますが、業務を実施するためには法人としての宅地建物取引業の資格及び個人としての宅地建物取引士の資格が必要であるため、会社的にも現在はまだ実施できないものと、そのように伺っております。今後については、法人が判断することではございますが、法人の体制次第では実施が可能なものであると、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 商業施設の将来に関してであります。高齢化や過疎化の進行による買物弱者の問題が起こるとともに、商店主自体も高齢化が進み、後継者がいないなどの問題が、より一層深刻になってくるのではないかと思っております。人口減少による市場の縮小傾向と購買力流出による商業の停滞、そのような状況下においては、これは他の地域の対応例としてであります。ワンストップで買物が可能な商業施設と高齢者向け宅配事業などの地域商業振興対策、さらには今後一層進展するであろう通信販売の利用を安心して行える仲介の仕組み、これが必要になるのではないかと思っておりますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 交通弱者であります高齢者等の買物支援は、これは地域において重要な課題であると、そのように認識しております。

町内の状況でございますが、移動販売車等での定期的な販売を実施している業者はおりません。町内各店による商品の配達状況についてですが、基本的には各個店の判断となりますが、電話等の依頼を受けての商品配達を実施している事業者があります。町では、飲食店からの町内一円の配達を支援する出前タクシー推進事業を実施しており、また、デマンド型タクシーの利用もお願いしているところであります。

町が、通信販売等の仲介や、安心な通信販売等の方法等の指導を実施することは検討しておりません。しかし、近年ではインターネット環境の充実に伴い、ネットショッピングや通信販売等の多様な、また、複雑な形態の商取引が急増しているのも事実であります。町としては、消費者保護の観点からトラブルの発生時の相談は、随時対応してい

るところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは続けます。次に、町としてのありように影響を及ぼすものとして、高規格道路十勝オホーツク道全通が何をもたらすのかについて考えてみたいと思います。

道路の整備は申し上げるまでもなく、人や物の移動時間を短縮させ、中長期的には産業活動など地域経済の活性化に波及するものと言われております。現在、整備中の十勝オホーツク道の全通は、私たちにとっては悲願でありますし、今後、20年間の間には達成、もしくは限りなくそれに近い状態になっているものと思っております。しかし、それが全てにおいて万々歳とはならないとも思っております。

以前、高速道路の開通に伴って、中心となる都市に人口が吸い込まれるストロー現象に触れたことを記憶しておりますが、高速道路整備と中山間地域の人口との関係において、生産年齢人口が就業機会の少ない地方部から流出してしまう、負の関係性があったことを示す調査・研究の事例があります。この十勝オホーツク道による人と物の流れとしては、後背地としての北網圏と帯広及び釧路方面との関係、場合によっては道央圏も含めたものになるかもしれません。

したがって、高規格道路は順次に整備されてきていることで、従来ですと帯広や北見方面からの工事関係者は、町内に宿泊して従事することが多かったということでもあります。これは町内の宿泊業者の感想であります。今は、ほとんどが通勤で対応されているということでもあります。もちろん救急医療体制の乏しい当町においては、人命を守る上で、この高規格道路の全通がもたらす恩恵が計り知れないことは、住民誰もが認識していることでもあります。それを踏まえた上で、これまで取り組んできた交流人口・関係人口の維持拡大にどう向き合うのかということでもあります。お考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 北海道横断自動車道足寄陸別間につきましては、本年7月に事業再開が決定され、早期の事業着手に向けて調査等が始まっているところであります。全線開通によって、物流ネットワークの強化による食料等供給関連の農林業の振興、災害に強い強靱な地域社会の実現、人流の増加による自然豊かな観光資源の活性化などが期待されます。

交流人口・関係人口の維持拡大に向けて、人を呼び込む観光振興、産業振興が今後ますます重要になってくると考えており、人口流出を防ぎながら、交流人口・関係人口を増やしていく施策を考えていく必要があると、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 高規格道路の利用者が立ち寄ってみたいと思えるまちづくりをどうつくるのか、冒頭で申しあげました日本一寒い町陸別という興味を誘う町のビジョンが生きてくるのかもかもしれません。

議長に申し上げます。ちょうど区切りがよろしいので、休憩をお願いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、午前に引き続きまして質問を続けます。

当町の経済の循環を考える上で、大きなウエートを占める福祉サービスの将来の見通しについて伺います。

当町内には、社会福祉法人等が経営する介護老人福祉施設と障害者支援施設等がございます。同じ福祉サービスとありましても、高齢者福祉と障害者福祉では、当町に存置する目的に違いがあるものと思っております。高齢者に対する介護などのサービスの提供は、あくまでも地域のニーズに基づくものでありますが、一方で障害福祉サービスについては、当然に地域のニーズを超えているところに存立の意義がありまして、40数年ほど前の創設から今日まで、地域の過疎化対策等に寄与する役割を担ってきております。

残念ではありますが、共に将来の利用者ニーズは、現在より増えることは見込めないものと思っておりますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町の人口は、減少傾向が続く見込みであるものの、全体の人口減少に比べると高齢者人口の減少は穏やかに進む見込みと、そのようになっております。少子高齢化が一層進み、高齢独居、高齢者のみ世帯の増加が予想されるところであります。要支援、要介護認定者数は、近年160人程度で推移していますが、現在の推計では令和17年度から微減傾向と、そのように見込まれております。

一方でサービス利用の面では、令和2年度に要介護認定を受けていない方を対象とした介護予防日常生活圏域ニーズ調査では、介護を受けることとなった場合の介護の希望という項目において、在宅介護希望が42%、町内の特別養護老人ホームや医療機関などの施設を希望すると回答された方が、42.9%となっています。さらに、要介護認定を受けている町民とその家族を対象とした在宅介護実態調査では、本人が抱えている傷病という項目において、認知症が38.5%で最も多く、次いで心疾患30.8%、脳血管疾患26.9%という回答となっております。冒頭に高齢独居世帯、高齢者のみの世帯

が増えていく見込みと申し上げましたが、それに伴い在宅サービスよりも、施設サービス利用への希望が増加することが予測されます。これらを踏まえますと、施設サービス、サービス系である町内の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどへのニーズは、現状とそれほど変わらず推移していくものと、そのように見込んでおります。

障害者福祉についてであります。人口減少に伴う障害者人口の減少も高齢者同様、穏やかな減少を見込んでおります。ただ、障害者の施設サービスにおいては、みどりの園・とまむ園、ともに町外の方の比率が非常に高いため、明確な将来予測はできませんが、大きな増減はないと、そのように見込んでおります。

また、議員も御存じのとおり、町内における福祉関係者は利用者、またサービスを提供する職員とその家族を含めると約600人となりまして、実に町民の26%、約4分の1を占めることとなり、この施設サービスを減退させるわけにはいかないと、そのようにも思っているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁で、利用者ニーズは微減というようなお答えがいただきまして、現在、160人前後の介護認定者数でありますから、これはほとんど変わらないと。ニーズが変わらないということですから、介護認定者数も変わらないと、そのように捉えるわけではありますが、ただ、これに附随してですが、人口の減少は先ほど緩やかとは言いつつも、ここ一、二年緩やかであります。年2%程度の減少であります。これは自然減、それから社会減合わせてであります。そういう減少でいきますと、現在の第1号被保険者を九百数十人ということはあるまいだろうと思いません。

そうしますと、介護認定者数が変わらないということであれば、高齢者の分母となる1号被保険者が当然変わりますから、介護サービスの量が介護給付費が変わらなくなったら、保険料が一体どこまで行くのかと、それもまた別な問題で非常に心配するわけです。これは別の機会に、またお伺いすることになると思います。ニーズが変わらず、分母となる65歳以上の人口が減るとなったら、当然に1号被保険者の保険料は上がっていくこととなります。このことは、また別な機会お伺いしたいと思います。

障害者支援施設としての施設入所支援、それから共同生活援助の利用者、これはその10年間で減らしております。少子化の影響は当然のことではありますが、障害福祉サービスの需要にも無関係ではないわけでありまして、加えて入所者の加齢化のスピードが速いため、戦略を持った対応を取らなければ、事業規模の縮小も必要になってくるのではないかと考えております。

また、介護サービスの将来のニーズの量についてであります。これまでも幾度か伺っておりますが、介護認定者数の見通しについてはほとんど変わらないとした一方

で、介護老人福祉施設の間口の拡大にも理解をされておりました。地域にこだわらない利用者の確保ということになるのかもしれませんが、それはまた非常に簡単なものではないと思っております。介護老人福祉施設の入所決定、これは介護度など必要性の高い順になる仕組みになっておりますので、施設の在留期間、年々短くなっております。残念なことではありますが、年に入所者の3分の1もしくは4分の1くらいは、入れ替わる状況にあるものと思っております。町内在住の方だけで、この空床に対応するのは至難のことだと思っておりますし、他町村からの入所を期待しつつも、それぞれが人口減少対策として、高齢者の流出を抑える施策を次々と展開しております。そういうことでいろいろ先の見通しであります、簡単なものではないということをお願いさせていただきます。

それでは時間も少なくなってきましたので、本日の予定したテーマの最後になりますが、行政サービスの維持につきまして、公共施設等の適正管理と小中一貫教育の在り方について伺います。

公共施設等の適正管理につきまして、これは以前、人口や産業の規模などの推移に見合った将来世代への負担を考慮しながら、整備していかなければならないことを述べさせていただき、その際に町長の答弁では、公共施設の全体面積を人口構造の変化などを見据えた縮減を基本とし、原則施設の新設は行わず、新設が必要となる場合は既存施設の複合化・集約化を検討したいとしておりましたし、当町の公共施設等総合管理計画においてもその方向で進めることになっておりますが、現時点での進捗状況と今後20年を見据えて、どのような見通しを持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今年度9月に補正予算を議決いただきましたが、陸別町公共施設等総合管理計画の改定作業を進めているところです。20年後を見据えるというのは、非常に難しいことではありますが、公共施設の集約化等については、既存の施設の耐用年数等を考慮し、長期的な展望と将来を見据えた計画が必要と、そのように考えております。

現在、改定作業を行っている計画は令和8年度までの現計画の改定であります、公共施設等総合管理計画や公共施設等修繕計画も併せて、細かい年度計画を含めた検討を行い、将来を見据えて計画しなければならないと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは最後の質問としますが、これは校舎の維持管理など、教育施設長寿命化計画にも密接に関係することであり、小中一貫教育の在り方について伺います。

当町は、平成31年4月にそれまで取り組んできました小中連携教育を発展させて、小・中学校が目指す子供の姿を共有し、義務教育9年間の学びをつなぐ小中一貫教育を

導入しております。スタートから3年近くになりますが、当初は必ずしも肯定的な捉え方ばかりではなく、まずは歩み出すことを最優先にしていたと思いますが、徐々に教育効果の検証も進んできているものと思います。今後も、児童生徒の減少傾向が見込まれる状況下で、現行の小中一貫型小学校・中学校から、もう一つの類型であります義務教育学校への移行も、視野に入れることになるのかお伺いいたしまして、本日の私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） ただいまの御質問でありますけれども、学校関係ということで、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大によって、社会の在り方が劇的に変わってきています。今まで冬期間に流行していたインフルエンザだけ警戒していたというような状況でありましたけれども、今は年中新型コロナウイルス感染症対策を余儀なくされているというような状況であります。あらゆるところで集団での活動が制限されて、先行き不透明で予測困難な時代を迎えているというのが実感であります。

さて、少子化に伴うということで、今後の教育の在り方についてでありますけれども、今現在、陸別小学校児童数94人です。陸別中学校48人です。ちなみに、今、小学校2年生の学年が7人です。それから、今年の令和3年度出生見込みの方から、ちょっと私のほうで推計を確認させていただきましたけれども、平成29年度生まれの学年が一桁の7人ということで、それ以外の学年につきましては今、二桁の出生数、子供たちの人数だということになっております。

それを推計しますと、今年、この年度で生まれた子供たちが7年後、令和10年度に小学校1年生に入学したときは、小学校の児童数が75人で、今より19人減です。それから、中学校の生徒数が37人ということで、現在より11人の減ということで、小中合わせますと、今の142人から112人となって、30人の減となります。ただ、幸いなことに学級編制基準で言いますと、俗に言う二学年を一つにする複式学級というのは、当面、なる予定はないという現状であります。このような現状の中で、今、陸別の小・中学校は9年間の成長を見通した質の高い学びの創造に向けて、小中一貫教育に取り組んでいます。私としては、この方向性について、現在、間違いはないと考えておりまして、毎年検証を行いながら今後も、この取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

よって、当面、陸別町の教育においては、この大きな移行の動きはないと、今のところ考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは、私に与えられた一般質問を行っていきます。

今回の通告しております案件について、大きく分けて二つなのですけれども、一つ目は、学校保健安全法に基づいて質問していくわけなのですけれども、学校保健安全法については第1章から第4章までである。第4章は雑則ですので、第3章までのうち第2章については5節に分かれております。そういった中で、私は質問の仕方がきちっとまとまっていないかもしれませんが、章に基づいて一つずつ質問していきたいと思っておりますので、教育長によろしく御答弁のほどお願いいたします。

私の手元にある学校保健安全法については、目的はいうまでもなく児童・生徒など及び職員の健康の保持・増進の図るために、この法律を設けるというふうになって、定義的には児童生徒というのは学校に在学する幼児、児童・生徒または学生をいうと。そういう中で教育法に基づいて学校を位置づけられているという、そういうもとでこの法律はなっているわけなのですけれども、聞きたいのは第2章から入りますけれども、第2章の学校保健法に基づいて学校管理運営という1節であるのですけれども、この中で健康に関する先ほど言った定義からいった形で行く質問になろうかと思うのですけれども、結局ここに第6条ですね、今の言った1節の中にある学校環境衛生基準というのがあるのですけれども、学校基準について、基づいて第6条の中に、換気、採光、照明、保温とか清潔保持とかという、このことについての項目をきちんと点検されているのか。されているとなれば、一応、ここで基準決められているものについてクリアできているかと、そういう点検と併せて実態的にはどうなのか、まずお答え願いたいと思いません。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） ただいまの御質問のありました学校環境衛生基準の関係であります。

検査項目につきましては、細かく規定がされておりますけれども、陸別町におきましては、このうちの揮発性有機化合物、ホルムアルデヒド等の成分が教室内というか、空中の中にそういうものがないかどうかというのを年1回、教室ごとで測定をしております。これは委託料の中で、予算にも出しておりますけれども、1学校あたり大体予算では1万9,800円の予算で、小・中学校でこの検査をしているところであります。

それから、議員御指摘のありました検査項目につきましては、それ以外に換気だとか、温度、湿度、粉じんだとか、各一酸化炭素、二酸化炭素、照明灯の検査というのがありますけれども、大変申し訳ありませんけれども、今、定期的に毎年この検査をやっていないというような状況であります。人体に影響のあるホルムアルデヒド関係については、やっていたところでありますけれども、ここの部分については毎年の計器の検査をしていないということで、目視等で特に異常があればということでありましたけれども、本来するべきだというふうに私も思っておりますので、これについては今後改善をして、毎年定期的に検査をやっていきたいというふうに思っております。

なお、二酸化炭素につきましては、今、小学校に9台、中学校に7台ということで、その濃度を調べられる機械を置いております。ですから二酸化炭素については、1,500ppm以内が望ましいということでもありますけれども、一目で見て今、教室内がどういふppmかということで、実際に一つ教育委員会でも設置してふだん職員がいるときにどうだと。やっぱり人がいると、二酸化炭素の濃度が高くて、人が少ないと少ないというような状況であります。今後も適正基準に見合った対応をしていきたいということと、それから各基準については検査しているものの、ホルムアルデヒド等については毎年クリアをしているという状況でありますので、その他の項目検査しておりませんが、劣悪な状況だというふうには思っておりませんが、適切に今後検査をして、きちっと基準に基づいたクリアをしているかどうかということを確認していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の御答弁の中で、今まで自身が危険な面があったというか、いわゆるこの法律に基づいた基準、環境衛生基準にチェックをしていないということですからけれども、それが結局功を奏して、何事もなかったということで理解していくのですけれども、いずれにしましても今の答弁では、今後そういうものに取り組んでいくという御答弁をいただきましたので、あくまでも法律でございまして、もし万が一何かあったときには、そういうものを行っていることによって、これから質問していく中での対応ができようかと思っておりますので、よろしく対応して行ってほしいと思います。

それから、第2章の関係で第7条であるのですけれども、この中に子供たちというか、児童・生徒の健康診断・健康相談・保健指導、それから緊急処置、そういうものについてをする場所というのですか、それを保健室を設けるものとなっているのですけれども、その辺について、現状と今後の対策について伺います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） この後、質問にも若干重なる部分があるかもしれませんが、今、学校では陸別町の教育ということで学校経営計画、それから中学校につきましては学校経営案というものをつくっております。これが教育課程であるとか、学校内での危機管理マニュアルだとか、いろいろなものを策定していくというものでありますけれども、この中に保健室の経営案というのがあります。これは学校保健安全法に基づいてということになりますけれども、小・中学校につきましてはそれぞれ保健室ありますし、うちの学校の規模で言いますと、養護教諭も1名ずつ配置されているということでありますので、毎年度毎年度この小学校・中学校ともに保健室の経営案というものを作成いたしまして、具体的な取組に努めているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) そういう対策をしていただいていることについては、今後、学校運営で先ほどいった一番先ほどの定義、目的からいって素晴らしいことだと思いますけれども、いずれにしましても子供たちが、児童・生徒の相談場所なり、あるいはこれからも質問していく中での病気等について早期発見できる、そういった対応の中で、今後、保健室もあるし養護教員もいると。そういう形で児童・生徒、これは後からも質問しますけれども、教員の健康もチェックできるということで、鋭意努力しながら充実させていってほしいと思います。

それから、今の話の中で、第2節の健康相談などについてということの項目があるのですけれども、この中で第8条ですね、児童・生徒の心身の健康に関して、健康相談を行うものとするというけれども、そういうものは実例的に何かありましたか。

○議長(本田 学君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) 保健室に子供たちが行くという場合については、当然、先生にもよって遊びに行くような形には当然ならないのですけれども、授業中であるとか、学校内でちょっとぶつけたとか、ちょっと軽いけがをしたときに行くということでもありますけれども、個別にここで言われる健康相談というちょっと重いものについて、個別に児童・生徒からというのは大きく事例がないというふうに聞いております。

ただ、実際には、ちょっと不登校ぎみの子がいて、直接普通教室に入れないという子供たちが、一度保健室に行って、学校に登校しているという事例もありますので、健康相談のみならず、子供たちがちょっと安心して登校できる環境の場の一つでもあるというような状況というのは、事例としてはあります。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 今、言った子供たちが不登校というか、いわゆる学校に来られない不登校の人たちがいる、その中の原因というのはいろいろな形があるかと思う。今の答弁の中で、通告はしていませんけれども、もし対応的にあればというのは簡単に言えば、今、社会的に問題になっているのですが、いじめの関係ね。そういう兆候が見受けて、だんだん小さい時から見逃さないようにしていくことによって、不登校にならない、そういう対策も必要だと思うのですけれども、そういう健康相談という心の健康関係だと思うのですけれども、その辺についての対策というか、そういうチームワーク的なものは何かつくってまいいますか。いじめにつながらない対策ですね。

○議長(本田 学君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) 小学校・中学校では、形態が若干違ってきますけれども、中学校で言うと、1年、2年、3年と学年団ということで、1学年に担任から副担任と複数教員がいますので、その中で対応しているというような状況であります。小学校はなかなかそういう体制つくれないのですけれども、不登校ぎみの子については、間違いなくいじめだとかそういうことが原因でということではないです。いじめ調査については、年3回実施もしておりますし、随時、からかいだとか、ちょっとしたおふざけだと

いうところがメインということで、大きな事件・事故につながるというものについては、早い段階から芽を摘んでいくというのが、これは当然のことです。

今、子供たちの学校に行けないというのは、なかなか原因、実は不明であります。月に1回スクールカウンセラーの先生が来ていただいたり、そういう先生たちと実際にお話をさせていただいて、何とか次に向けてステップをとということで、実施をしているところなのですが、特に家庭環境がとかいうような部分がなくて、ちょっとどうしても学校に足が向かない、学校に行っても同じ同級生の普通教室に飛び込めないというのが実態であります。今は粘り強く対応して、必ず学校に来なければだめだよということではなくて、何とか次に向けて進められるような対応を随時しているということです。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 不登校というような言い方でくくって言いましたけれども、これは基本的には心の健康が優れていないということなので、今、教育長が言ったように事前に早期発見というのではないけれども、その子供の様子を見ながら観察して、そして対応していくと。子供の成長に干渉するのもあまりよくないのかもしれないけれども、事前に小さいうちから、小さいってそういう多様な問題を取り組んでやってほしいと思います。

そういった意味で、身体的な問題があったり、何か医療関係における場合については、当該学校の所在する地域の医療機関との連携をとということで、第10条にあるのですけれども、その辺についての構築はできていますか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 町内には医療機関も当然ありますし、それから保健福祉センターということで、保健指導の業務されている方たちもいらっしゃいます。実は月に1回、子ども発達支援連絡会ということで、特別支援学級に在籍している子供たちを中心のことを情報交換しております。

陸別はいいのか悪いのか、保育所に入ってから中学校卒業するまでずっと一クラス、クラス替えもない形の中で進んでいるということで、うまくいってればいいのですけれども、ちょっと人間関係がつかずくと、なかなか解消が難しくなるということもやぶさかではないのですけれども、小学校・中学校の先生たちは4年から6年で転勤する中で、その中で保育士の先生からの情報というのは、これとても大きくて、ずっと乳幼児、それから保育所へ上がったときからずっと見ていただいていますので、子供の幼少期からの成長と例えば家庭環境だとかということについても、どういう形で育ったかということ、そこの内部だけで、当然、個人情報もありますので、そこは厳重に注意をしながら進めているところでもありますけれども、そういうところで情報交換しながら、場合によっては専門の方の指導を仰ぐだとか、施設を紹介するだとかというふうにつなげていくというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほどの議員の質問している中で、小学校・中学校の生徒数が142人ですか、そういった中で小規模学校といえども一人一人の子供を大切にするという観点から、あまり干渉はしないけれども、シビアに見詰めながら子供を育てていくという、先ほど言いたいいわゆる目的等に沿ってやってくれることを今後も続けていってもらいたいと思います。

それでは、第3節の健康診断についての質問に入るのですけれども、就学児の健康診断、このことについては第11条で、学校に入る前にいろいろ健康診断を行わなければならないというふうになっておりますけれども、当町の先ほど言った入学者が二桁にならない、そういう人数でありますけれども、そういうことを取り組んでいると思うのですけれども、その結果的なものについては、簡単に言えば年齢相当に見合った成長がされているのかも含めたそういう診断が必要かと思うので、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず健康診断の関係、第11条の関係でいいますと、就学児の健康診断というふうになりますけれども、これは4月入学前の四月前までに実施をするということになっておりますので、11月中に実施をするということでもありますけれども、今年度も来年4月に就学する予定の子供たちについては、11月中に就学児健康診断を実施済みであります。

学校保健安全法の施行令の中には、検査項目が記載してありますけれども、栄養状態だとか、視力・聴力・目・耳だとか肌とか、それぞれの異状がないかということになりますけれども、陸別町におきましては問診も含めた内科健診、それから身長・体重・視力・聴力、それから歯科健診と知能検査を実施しております。これによりまして、成長の度合いだとかというのは、保健師だとか、その辺の専門の立場の方から見た場合についての6歳、7歳の年齢に合った成長なのかどうかというのは、若干の子供によって違いはあるなということで見とれるかなというふうに思いますけれども、今現状については陸別町内の施設から他の施設に依頼しなければならないというのは、ここ数年、私の記憶の中ではないという状況の中で、全て陸別町内の学校で入学をしていただいているということでもあります。

当然、検査結果につきましては保護者にも通知をして、お知らせをしているというような状況であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の検査結果ですか、健康診断をしたそのもの自身については、この法律の中にも健康診断をする上で、いわゆる文科省の検査項目というのがあるのですけれども、それに基づいて当然やられているのではないかと思うのですけれど

も、そういった中で特に聴力ですね、耳の関係、視力、目に対する疾患等があるかどうかについてとか、そういうことを文科省の省例というか、規則の基準というのか、いわゆる文部科学省の検査項目があるのですけれども、今ちょっと教育長も触れられたのですけれども、特に今現在、子供たち就学前から含めてスマホというのですか、ああいう小さい画面を見る機会が多い中での視力というのかな、そういう目の障害とかそういうものは、今ある一定度の学者から言わせばちょっと問題というか、子供の目に影響するのではないかということ言われている中なのですけれども、そういうようなもので、今言った検査基準に基づいてされた中での特徴的なものというものは今現在ありませんか。一つずつ聞いていくのですけれども、視力の関係についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今年、タブレットを導入いたしました。当然、それを注視するということ自体については、目に何らかの影響があるのではないかというふうに言われております。ただ、この辺については、例えばある程度間隔を空けるだとか、長時間使わないだとかという基本的なところはやっておりますけれども、それが直ちに目に影響あるから、そのための専門的な別な検査というのは、今、実際はしていないところであります。

私もそうですけれども、気がつくとか、例えばこの場内の方も大半の方が眼鏡をしているというようなことで、自然と視力が落ちるということでもありますけれども、今言うスマホ等活用によつての視力の影響というのは、今後、ますます注視していかなければならない事例かなというふうに思っておりますけれども、その辺も踏まえながら、学校活動につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほど、教育長もお答えになっておりますけれども、先ほど言った文科省の省例で検査項目11ぐらいあるのですけれども、その中で、今、目の関係言ったのですけれども、尿検査もするというふうに10番目にあるのですけれども、その辺についての検査と、それから未実施の人がいるのかどうか、児童・生徒の中に、その辺ちょっと説明願います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今、議員言われました検査項目11項目のほうは児童・生徒のほう、就学児ではないのですけれども、小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒の検査項目ということになるかと思えます。この中で尿検査があります。尿検査については、1次と2次とあります。1次については原則毎年やっておりますけれども、尿検査を受けないで終わったということはないです。1次検査で若干、全て診療所でやっておりますので、そこで異常があれば再度、診療所でもう1度2次をやります。2次の結果、異状が認められた場合については、保護者に通知をして、保護者のほうで

専門機関を受診していただくというような流れになっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の医学というのですか、病気等を早期発見する、我々も含めて尿検査というのは重要なツールなので、やっぱり未実施ということ今ないと、受けない人がいなかったということなのですけれども、いずれにしてもそういうことを毎年することによって、いろいろな疾病等の早期発見につながるのではないかと思いますので、ぜひ続けていってほしいと思います。

それから、心臓の関係の項目が9番目にあるのですけれども、その辺の疾患について異状、いわゆる心電図ですね、そういうものは状況はどうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 心臓の関係でありますけれども、児童・生徒の内科健診の中では、心電図検査につきましては小学校1年生と中学校1年生と、この学年のみということで検査を行っております。そこで何か異状が見られれば、専門家の医師にということになりますけれども、小学校1年生の時点で異状がなければ、そのまま経過していくというところでありますし、内科健診等、ほかの検査等で何か医師の判断で異状があれば、また特別にということになりますけれども、その後は中1の部分で再度心電図をやったということでもありますので、途中経過で心臓の関係については、小1から中1の間で、特に物すごく急激に異状になったというような事例は聞いておりません。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 最終的に人間の健康のバロメーターとしては、我々にすれば血圧関係とかそういうのがあるのですけれども、子供たちの中に心臓の疾患、運動等とか、あるいはこの頃の子供たちはいわゆる朝礼というのですか、そういった時に突然倒れるとかという、そういうような不具合も見受けられるということを事前に考えながら、こういう検査を十分して取り組んでいってほしいと思います。

そういった中で、今、二、三点を聞いたわけなのですけれども、一応、健康診断における検査項目11あるのですけれども、特に陸別で取り組んだ中で異状というのはないというふうに確認してよろしいですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 小学校・中学校、児童・生徒の健康診断の検査項目につきましては、陸別町は診療所で実施しておりますけれども、問診も含めた内科健診、それから毎年ですけれども、身長・体重、視力、聴力で、先ほど言いましたそれぞれの各学校の1年次のみですけれども、心電図、それに尿検査と歯科健診を実施しているということで、今後のこの時点で何か異状が見受けられれば、先ほども申しましたけれども、保護者のほうに、当然、学校のほうにも通知しますけれども、学校、保護者のほうでの通

知とその対応ということになりますので、そこからは個別に適切な対応になろうかなというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） このものについては第16条の中でも、いろいろそういうものがもし普通的でない異状が、今、言ったお医者とか、あるいは保健師とかそういう中で相談の中で見受けられた場合については、きちっと治療を指示したり、対策を指示するということが義務づけられておりますので、その辺で実施していったって、少子化の時代で大切な子供ですので、一人も不幸にして病氣手後れにならないというか、早期発見して対策をとっていただいたいということで、この意味を込めて私、今回保健安全法を質問しているわけなので、今後、大切な子供、将来を担う子供たちを育ててほしいと思います。

それから、ちょっと逆戻りするかもしれませんが、第15条の中で職員の健康診断ということで、先ほど教育長が言ったように、児童・生徒に関してはそういったのですけれども、教員たちの一時期問題になったように、きちっと結核健診していないために先生が罹患していて、子供たちに伝染させるそういう可能性もあったというけれども、職員の健康診断は今言ったような項目も含めて、されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 学校職員の健康診断でありますけれども、こちらでも毎年定期的に健康診断を実施しております。私の記憶の中では、健康診断を受けないという職員はいないということでありまして、年齢によりますけれども、診療所で通常行う健康診断以外に、例えば人間ドックだとかというところで受診をしていただいているところであります。これも児童生徒同様、6月中に実施ということでありまして、職員の健康診断につきましては、当然、児童・生徒とは違って、もう少し中身が濃くなっていくということでありまして、陸別町の健康診断では、内科検診に身長・体重、視力、聴力ありますけれども、血圧、X線撮影、血液検査、尿と胃部のX線検査、心電図、大腸検査等を実施しているということで、当然、子供たちの健康を見守る先生たちが不健康ではだめだということになりますので、この辺についても適切に対応できるように努めているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 当然、私があえて今回こうやって取り上げるまでもなく対策というか、法律に基づいて一番先に言った子供のいわゆる児童・生徒及び職員の健康保持するために設けられておりますので、その辺を十分もちろん理解していると思うのですけれども、今後も毎年そういうことに取り組んでほしいと思います。

それでは、感染症の予防について4節の中にあるのですけれども、この感染症につい

ては近年、新型コロナの関係とかいろいろあるのですけれども、児童・生徒、あるいは先生も含めまして、教員も含めまして、今どき子供たちは12歳以上かな、だから学年で言えば中学生なのかな、その辺の接種というのですか、そういうものと教員のワクチンの感染症を防ぐ上での状態はどんな現状ですか。

○議長（本田 学君） ワクチン、種類は何ですか。

○4番（谷 郁司君） 前段で言った新型コロナの関係。いろいろほかにもインフルエンザとか、そのほかにもありますけれども、とりあえず今現在の新型コロナの関係で取り組んでいるかどうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） コロナワクチンの関係でありますけれども、当然、通常の方は1回、2回を接種して終わっているというような状況なのかなと思いますけれども、町の報告でも、全町民が接種を終えているというような状況ではないという状況であります。

私のところでは教職員と、それから児童・生徒についてのワクチン接種の数だとか状況については、把握をしていないというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 限定的なコロナのワクチンのこと言いましたけれども、各種ワクチンありますよね。おたふくとか麻疹とか、そういうものがあるのですけれども、インフルエンザも毎年受けている、そういった各種のワクチンについてはどのような実施でやっておるのですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 各種ワクチンにつきましては、出生後、新生児含めて、保育所等含めて、保健福祉センター側の保健師のほうで、保健指導のほうでいろいろその辺の推奨をして進んでいるのかなと思いますので、学校に上がったときについては問診票で、例えば風疹だとか麻疹だとかも受けているとかというのを確認して、進んでいるという状況であります。

毎年の定期でいいますと、インフルエンザワクチンがありますけれども、これについても陸別町は子供たちは無償で受けられますし、教職員についても教育委員会で予算を取って、無償で受けられる体制をつくっております。ちなみに小・中学校、昨年度の実績でいいますと、小学校では11名、中学校では9名ということで、全職員がいろいろ体調面もありまして受けているわけではありませんけれども、半分以上の方がこの制度を使って、インフルエンザワクチンを接種しているという状況で、インフルエンザにかからないというような形をとっております。

先ほどのコロナワクチンの話で、接種の状況については把握しないということでもありますけれども、毎月の校長・教頭会議でその辺、お互いにかからない、移さないという

ことであれば、コロナワクチンについてもぜひ接種をしてほしいという、推奨のお話だけはお願いをしているというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 教育長、お答えになった点であれなのですけれども、いずれにしてもワクチン部類は任意ですから、強制ではないから受けない人・受ける人いると思うのですけれども、いずれにしましてもそれに見合った病気の発症を抑えるという面では、有効な手段のワクチンでもありますので、少しずつ何というのですか、そういうことを話をしながら納得いった形で、当然、個人個人が判断した上で接種されるように、今後ともコロナのワクチンだけではないけれども、いろいろな病気が今、出てきております。

例えば、今、問題になってきている手足口病症かな、それが本州のほうではやっていると、そういった面での感染を防ぐそういう一つの手法というのか、そういう宣伝というのか、何というのですか、一応、お互いにそういうものについての周知し合うというのですか、そういう状況についていろいろ情報がある中での対策というのをその都度、先生、あるいは教育委員会等でされていると思うのですけれども、その辺の連携ありますか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 毎年、定期・不定期にかかわらず、文科省であるだとか、道の通達がありまして、そういう流行病、病気についても通達があり次第、学校のほうにはすぐ配付をしているところでもありますけれども、小さい町だからこそ口コミ等も含めまして、例えば手足口病だとかの子供、何か保育所ではやっているねとか、小学校ではやっているねという話がありますので、それは即座に現場のほうで、それに向けた対応をとっているのを随時しているということで、その情報交換も月1回のいろいろな会議の中で情報交換しながら、適切に対応しているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうことを常に、ある程度緊張感を持って大事な子供たち、あるいは教育を進めていく現場で、きちっとやってほしいことを再度重ねて申し上げますけれども、いずれにしましても学校の安全ということを考えたときに、この法律の中にも第3章であるのですけれども、学校安全に関する学校の設置者の責務と同時に学校安全計画の策定などということで、第27条にあるのですけれども、こういうものについての策定がされているのかどうか。施設及び設備の安全点検とかそういうものについて、先ほど一番先に、衛生安全基準というのですか、そういうものも含めて安全点検をする上での計画的なものというのを、今後、なければつくってほしいと思うのですけれども、そういう考えはどうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 学校経営安全法の中で、第27条の中で学校安全計画の策定というのがありますけれども、陸別町では策定をしていません。策定をしていないのですけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、それぞれ小学校・中学校で学校経営計画だとか、学校経営案というのがありまして、この中にそれに関わるものが網羅されております。

例えば、校内での安全計画だとか、防火管理、それから危機管理マニュアルだとかということで、本来この安全計画に基づくような内容については、毎年、この計画案の中で作成をしております。陸別町学校計画というのがきちっとあれば、それが一番対外的にもいいのかもしれませんが、今は、この中で十分それがやり得ているというふうに思っておりますので、改めての学校安全計画の策定というのは今のところ考えておりませんが、今、このコロナウイルスも含めて毎年、毎年見直しをしなければなりませんので、学校側には去年と同じものでいいのだということではなくて、毎年、変更だとか見直しをしなければならないところについては、逐次、指導していきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の防災というか、安全の関係で、今議会に教育委員会の行政報告の中に一番先に、10月1日ですか、そのときに陸別中学校の「一日防災学校」というのが報告されているのですけれども、こういう中身と参加率というのですか、そういうものについて説明願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それでは日付の順番で、10月1日に、陸別中学校で一日防災学校を行っております。この後の小学校の部分もそうですけれども、今日、出席されている高橋消防署長にも同席をいただきまして、いろいろ講評だとかをしていただいているところであります。

まず中学校では、10月1日に行っておりますけれども、抜き打ちの避難訓練から、特に今年はゲーム形式で、避難所の運営ゲームというのを総務課の担当の職員も来ていただいて、自分たちで避難所をどうやって運営していくかということが、ちょっと初めてのケースでありますけれども、実施をしているところであります。特に避難所は、今、三密にできないだとかというのも生徒自身が実体験していただいて、大変いい経験になったということでもあります。

小学校につきましても、10月28日でありますけれども、こちら抜き打ち避難訓練から始まっているところであります。両方とも基本は全児童・生徒、教職員が参加しているということで、そこに消防署だとか、役場防災担当の総務課の職員だとかが協力をしていただいているところであります。特に、今年、小学校につきましても、消防署の協力で煙体験だとか、防災動画視聴だとかというのと、それから段ボールベッドの組

み立てなんかも経験していただいたということで、なかなか避難所に行くケースというのではないのですけれども、もし行ったときに、こういう感じなのだというのを子供たちも、いい経験もしてもらっているのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、私が質問した点については、もちろん病気等のことについての警戒しなければならないのですけれども、それに対する安全に保健を守っていくと。それと同時に、今は自然災害等についても先ほど言ったように、安全計画が策定されていないというのは、自然災害も含めた形というのは、不幸にして三陸沖のときに子供たちは外へ出たけれども、避難をきちっと誘導できなくて多大なる犠牲があったとかいう、そういうこともあるかと思うのですけれども、この内陸における中の津波等はないと思うけれども、例えば火災なんか起きたときにはどういう体制という、先ほど言った避難訓練なんかをされるということは十分な一つずつの防災になりますし、安全を守る上でそういうこと必要だと思いますので、今後とも先ほど説明あったように、プロというのですか、消防の署長等を招いて、そういう防災の関連をやって、本当に万が一でも子供の犠牲にしないような対策というのを、安全計画をひとつ立てていてもらいたいと思います。

時間的な問題もありますので、そういうことを今まで話されてきた中で、教育委員会では十分安全法に基づいて取り組んでいるというふうに私認知しまして、安心しましたので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、次の通告されています案件について質問したいと思いますが、町長に説明をお願いします。

2番目に、暖房用燃料の高騰における支援策についての考えを伺いたいということに入りたいと思うのですけれども、昨日の予算のときでも今回の補正については、灯油の値上げの部分によって補正が総体的に1,100万円ぐらい追加しているという、そういう状況の中で私があえて言うまでもなく、去年の今頃と今年の今頃でいけば30円近く、29円上がっているのかな、当初、86円ぐらいだったのが、今、115円であると。そういう実態の中で、これは国際的な問題、簡単に言えば日本では石油が出ないと、輸入に頼っているという状況の中でこういう状態で、売る方が売らない、やらないということになってくると、こういうことが相当な全国的という日本に影響を及ぼすと。そういう実態の中でありますけれども、いずれにしてもこの通告にありますように、いわゆる陸別町では冬期生活支援事業を進めているわけです。そういった中で1万円ということのをこの要綱にも書かれておるのですけれども、昨日の予算審議のところでも同僚議員が、このことでは今の値上げ分をカバーできないと。いわゆる簡単に言えば、陸別のこの寒い時期に入っていく中で、冬を越せないとは言わないけれども、難儀な状態になるので、このことについては支援したらわということ質問されて、副町長

の答弁では、今、考えていないという結果になったのですけれども、私的には、1万円そのもの自身は今までの陸別町における暖房費を援助するという事は、暖かい行政のやり方だったと思うのですけれども、これだけ高騰してくると、それに上積みした形をすることによって、なお一層町民のためになるというか喜ばれる、そういう形になるかと思うのですけれども、このことについていま一度、昨日の質問者と同じようになるかと思うのですけれども、このことについて支援するというか、上積みしていく考えはございませんか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 令和元年度まで、本町において冬期間の燃料費高騰に対する支援、これは燃料代が一定の水準を超えたときに福祉灯油、あるいは冬期生活支援事業として、単年度の燃料代の推移と事業に対する国・道の補助制度の有無を見て、給付するしないの判断をしてまいりました。この間、議会においても幾度となく支援に対する御意見等々、御質問も出されておりました、例年同様のやり取りがあった事業であります。

こうした経緯を踏まえて、陸別町では高齢者のみに限らず低所得者に対し、冬期生活支援のために燃料代の高低、あるいは国や道の補助金等の財源のあるなしに関わらず、支援を継続的に行うとして議員各位の御理解をいただいて、令和2年度当初予算計上の議会において御審議、御承認いただき、冬期生活支援事業を実施しているところであり、本年度はその2年目ということになります。

ただいま申し上げたとおりの趣旨・経緯でありますので、冬期生活支援事業において、あとの増額をするという考えは今のところ持っておりません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 昨日に引き続いての答弁はそういうことなので、昨日、同僚議員が質問した中で、支援して上積みしていくと言えば、私、今回この質問、取り下げるつもりでいたのですけれども、しないということなのですけれども、でも町長、いずれにしてもさきの議員も言っていましたけれども、コロナに関しての臨時交付金とかそういう財源的にはあると思うのですね。今回の令和3年の予算書、これに特化していった場合に200万円の予算ですよね。

だから、私的にはいろいろな福祉施設等もあります。重油の値上がりとか。そういったものでいわゆる油というのですか、そういうものの影響というのは、これは何もお年寄りやあるいは福祉施設だけでなく、産業界にもいろいろありますけれども、やはり一番大事なところの寒い冬を乗り切ってもらいたいというそういう観点でいくと、1万円を上積みすることによって、町民に喜ばれるのではないかなと思うし、そういうことも必要でないかと私は思って、あえて強く追求しているわけなのですけれども、いずれにしても町長、これは交付金関係で、道やあるいは国からそういう通達は来ていませんか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、道の補助金のことで申し上げますと、これは町村の人口によってその上限額というのは限定、設定されておりますが、当町が該当するところでは、過去には100万円が上限で2分の1補助で、補助額が50万円。今回の措置は、今回の措置150万円上限の2分の1の補助ということですから、補助金は75万円となります。これに対して、当町の冬期生活支援事業は、単費で道の上限額を超える、議員もおっしゃったとおり200万円、予算計上しておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

また、議員もおっしゃっておりますコロナの地方創生の臨時交付金も確かにあります。これも当町に交付される額にもよりますが、いろいろな方法考えられますが、基本は思っていることは同じでありまして、いろいろ考えているのですが、町民に対する給付金などという方法もあるのかなと。別途そのように、今のは一つの例でございますが、タイムリーに考えてまいりたいと、そのようには思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が言った給付的なやり方は、いろいろな方法があろうかと思うのですけれども、金銭的な問題もあるけれども、灯油代何リットルとかそういうものもあろうかと思うのですけれども、今、こういう燃料の高騰の中で、北海道で179自治体があるのですけれども、その中で155がこれに取り組むと。金額的には5,000円から1万円と、そういう話がされている中ですので、私は前段でも申し上げましたように、1万円の給付については今までのコロナの状況で巣ごもりとか、そういうものも含めた形で86円のときの給付というか、対策だったと思うのです。

でもこれだけ、29円も上がった実態の中では、それはそれ、これはこれというふうには町長、考えてやってもらいたいと思います。というのは、今、言ったような自治体がいろいろ取り組んでいるのですけれども、私のほうに一応資料来ている中では、総務省としては今回の燃料の高騰分については対策をとると。それは簡単に言えば、交付税の措置とするというふうにも言われておりますので、私は今、町長のほうにそういう連絡が来ていないのであれば、来た段階でプラスをするというふうに私は捉えたいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その情報まだ新しいものですから、完全に我々も把握しているわけではございませんので、じっくりとそこら辺は対策検討してまいりたいと。

また、先ほど町民に対する給付金などで別途考えていきたいと言ったことの基本にあるのは、前回いろいろ給付金やったそのシステムができ上がっていますので、一番スムーズにできるのはその方法かなというふうに、それに決定というわけではもちろんございませんが、スピーディーにできるのは、そういったこともあるよということで話させていただきました。

いずれにしても皆さんよくおっしゃる優しい福祉ということで、それは我々ももちろん頭にあることですから、いろいろそこら辺。近隣のいろいろな方法もありますので、そこら辺も調査しながら、検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 少しずつ前向きというか、優しいまちづくりの一環として、日本一寒い町ですので、ほかの町村に先駆けて1万円やっているけれども、まだ、それ以上積みするということの姿勢で、ひとつ町長取り組んでほしいと思います。

そして、先ほど言った総務省の関係でも社会福祉施設と、陸別の場合は北勝光生会、NPOとかあるのですけれども、このことについても灯油をたいている施設もあれば重油をたいている、あるいはガスを使っているというところもあります。そういった意味で、かなり高騰していると。例えば、重油の場合においては、私が聞いたところによりますと、今年の4月1日で97円90銭だったのが、今は117円で19円上がっていると。そういった意味では、法人の経営にも相当な形、これは前段でも言ったように、ほかの産業等もいろいろありますけれども、いずれにしましても先ほど言った通達の中にも、結局、福祉施設等についても考えていきたいというふうにも言っていますので、その辺も含めてやってほしいと思います。

いずれにしましても、これだけ燃料代が高くなるということは、懐も冷えるけれども、環境も冷えちゃうと。そういうものでは、やっぱり陸別の住む気力をなくさない対策というのをひとつ考えてほしいと思います。最後に、町長のそういう対策、今後、検討していただけるならいただけるでよろしいですけれども、そういうふうにお願ひします。御答弁お願いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 燃料の上限というのは、価格の上限というのは物価のほうにも関係して、やっぱり国でも真剣に今対策、備蓄出したりとか何とかというような対策もしていますし、今後、また燃料代も推移していくと思います。国にとっても根幹の要するぐらいの大事なことでありますので、ですからそこら辺も注意深く見まして、先ほど申したとおり、いろいろな意味で検討していきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 検討して、当町に住み続けられるということを題目に、ひとつ取り組んでほしいと思います。いろいろな面のハードルがあろうかと思えますけれども、いずれにしても国自身も、これだけ燃料の輸入国である中での対策というのをいろいろとられると思うのですけれども、その時点でもいいですから、少しでも上積みした形をとっていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 2時半まで休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問続けます。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、今日は三つの題材を提出していますので、一つずつ質問していきたいと思います。

まずは、景観形成事業（空き家解体）の拡充と合併浄化槽整備を事業化にということまで質問していきます。

景観形成事業（空き家解体）の拡充と合併浄化槽の整備の事業化についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

景観形成事業の空き家解体については、同僚議員も私も、一般質問や予算質疑で何度となく答弁はいただいていますけれども、どうしてもまだ気になるので、今日は町長の真意をもう1度確認したく質問させていただきます。

この要綱は、平成7年か平成10年でしょうか、施行されていますけれども、補助要綱で当初からこの空き家解体の補助金があったものなののでしょうか。それと、まず景観形成の空き家解体補助金について何年から始まり、今まで補助金を交付した件数をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えいたします。

景観形成事業につきましては、今年度、見直しを行ったわけなのですが、補助金額について増額を行っています。空き家の件数は138戸で、うち市街地74戸、市街地以外64戸となっております。助成の対象区域は、現在、市街地としております。今は、近隣に与える影響の強い市街地を区域としていますが、農村部への拡大につきましては、今後の情勢を踏まえて検討していきたいと、そのように考えています。

また、御質問ありました陸別町景観形成補助金交付要綱、これは平成10年の3月に要綱を制定しておりまして、平成10年度から事業を実施しております。今年度から内容を一部改正して、陸別町景観形成事業補助金交付要綱に基づき事業を実施しております。

なお、平成7年度から9年度までは、ラコーム通り景観形成補助金交付要綱による事業を実施していました。今までの実績につきましては、次の議員の質問にもありますが、今年度10件の申請がありますが、その見込みを含めて213件、補助金の総額は8,331万4,200円と、そのようになっております。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の説明で、平成10年から始まりまして、213件の補助金が出たということでした。かなりの件数ですけれども、市街地には今の説明で、まだ

74件ほど空き家があるという答弁でした。この補助金のおかげでもあって、市街地の土地は有効に使用されてきたのだと思います。解体した後に譲渡され、新築住宅の建設も進み、この補助金が空き家の所有者からも家を建てたい人からも、大変ありがたがられています。

しかしながら、残念ながら家を壊して、本町を離れていく高齢者が多いのではありますけれども、一方で更地ができて新築住宅を建て人も増えましたし、市街地の土地を有効に活用することができ、とてもよい政策だと、町民にも大変喜ばれています。この幾度となく出てきた空き家解体についての質問で、やはりいつもこの要綱第4条の市街地に存する空き家等であることというこの条件が疑問視されていますけれども、これについて私もどうしても不平等な気がしてしようがありません。

6月の定例会で、この事業について質問した際、町長は、農村地区の景観について、老朽化した建物が山間部にあるのも素朴で田舎らしいので、御理解いただきたいと答弁されましたが、それを理解された人がいたのでしょうか。農村地区の方はどう感じましたでしょうか。6月の定例会で、この補正で予算350万円から250万円補正されて600万円になりました。先ほどの説明で、本年度7件の申請と3件の問い合わせがあるとの説明で、この補助金を使いたい人が絶え間なくいらっしやって、次年度も予算に入ってくるのではないかと考えます。これからもあくまでもこの市街地に限るといっていいのか、もう1度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私は、間違いなく市街地にずっと限っていくということは、一言も今まで話はしておりません。先ほども話ししましたが、とりあえず対象区域は近隣に影響の与える影響の強い、危険もありますからね、市街地からということで、その状況を常時見ているつもりをしております。ですから、その状況状況で、市街地から今度は農村地区に行くということも、もちろん当たり前のことだと思っております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 先ほどの空き家の件数で、今、市街地74件、農村部64件ということで、さほど差がなくなっていると思います。今、町長があくまでもこの後、農村部も考えていくということですので、できるだけ早くぜひ考えていただきたいと思います。

令和2年度は更地で35万円の補助、新築建て替えて50万円でしたけれども、本年度は更地も建て替えても50万円と、金額が上がっています。いろいろな物の値段が高騰しているからなのでしょうけれども、そこで1件分の補助金を抑えて、範囲の拡充も検討していく方法はなかったのかなと思います。農村部まで広げると、多大な金額になるのでしょうか、毎年、件数を決めて予算の中で執行していてもいいと思います。現にこの町長の政策的なものは、件数を決めて行っている自治体もたくさんありますので、私は平等にするべき、急いで平等にするべきではないかと考えておりますけれども、も

う1度この辺、町長のお考えお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この政策は議員もおっしゃるように、政策の効果を十分発揮していると思っています。今後、これは財政的なことも踏まえながら、ちょっといろいろ勉強してみたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 要綱第1条に、陸別町の豊かな自然と調和した町並み、景観の創造と町民と地域の安心・安全の確保及び地域の活性化を図ることを目的とするとうたわれています。素朴で田舎らしい風景とおっしゃるのも、分からないではないですが、廃墟は自然とも調和しませんし、廃墟のある牧歌的な風景というのも、とてもマイナスなイメージを受けてしまいます。安心・安全も確保できません。住宅の住みかになるかもしれませんし、倒壊のおそれのある建物もありますので、できるだけ早く農村地区にも手を入れていってほしいと思っています。

本町では、新規就農にも力を入れて取り組んでいますが、そこで出てくるのはやはり住宅問題です。うまく就農先が決まっても、家が古くなっていて建て替えをする方もいらっしゃると思いますし、また、跡継ぎが帰ってきて古い母屋を取壊して、新築住宅を建てたいという酪農家さんもいると思います。そこで景観形成補助金もそうなのですけれども、新築の住宅を建てるとなると、農村部の方には不利なことが多いように感じます。合併浄化槽の整備についても、もちろん市街地以外に建設するには下水道が通っていませんので、合併浄化槽を設置しなければなりません。むろん下水が通っているなら、誰だってそちらを使いたいだろうと思います。メンテナンスも考えたら、絶対に下水道を利用したほうがよいに決まっていますが、農村部に下水道を引くのは無理な話なので、それは私も理解できます。しかし、それに代わっての施策がないのはどうなのでしょう。

第6期総合計画の中に、下水道供用開始区域外における合併浄化槽の普及を促進しますと明記されていますが、具体的な施策は出ていません。例えば、単独浄化槽を合併浄化槽に変換するには、7人槽で150万円くらいかかります。本町の移住・定住補助金には、合併浄化槽の施工に関わる費用も含むとありますけれども、50万円の上限でこの工事をしてしまったら、移住・定住補助金は世帯で1度しか使えませんので、住宅部分の改修まではできないことになってしまいます。新築の場合も同じで、移住・定住の補助金は出ますが、やはり市街地の方よりも合併浄化槽の分、建設費用はかかります。下水道供用区域の方は、下水道の使用料もかかりますし、本線までの接続費用もかかるのは理解しますけれども、便利さでは下水道使用のほうが勝ります。

合併浄化槽も7人槽でしたら、メンテナンスやくみ取りに年間4万円くらいの経費がかかりますので、ここは移住・定住補助金と切り離して、新たに合併浄化槽推進事業として、町として事業化してはどうでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 合併浄化槽の補助の関係につきましては、過去の議会におきましても質問等がありましたが、それらも踏まえまして現在当町では、陸別町移住・定住促進住宅建設等補助事業によりまして、トイレ等の水洗化とともに合併浄化槽の施工に関わる費用、新築、また改修のいずれも補助の対象として補助金を交付しておりますので、国庫補助を活用した事業化につきましては、今のところ実施の考えはありません。

なお、この補助事業は、原則町内に本店を置く事業者が施工することと規定し、町の経済の活性化に寄与することを目的として実施しているものでありますので、そこら辺も御理解いただきたいと、そのように思うところであります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） この国庫助成制度を活用して町が事業化することで、国の負担 3 分の 1、町負担 3 分 2 の割合で 4 割が国庫補助金となり、個人の負担は 6 割となります。これを全く移住・定住と切り離して、合併浄化槽は町の総合計画に出ていますので、そこの推進事業として全く分けて考えてはいかがでしょうか。

今の町長の答弁では、町の施設、もちろんこの補助金は町の業者を使っただけです。例えば、家を建てるのに町外の業者を使用して、移住・定住は使えないとしても、この合併浄化槽の分だけはまた別の事業ですので、町の合併浄化槽を設置している業者を使って、切り離して工事はできることができます。これは私も全国規模の大手住宅メーカーや中小企業の会社にも確認しました。全く工事は別なので、それは住宅建設と切り離せるということでした。このようにもう 1 度、合併浄化槽の事業を考慮することはできませんでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） いろいろな方法が、この先あるとは思いますが。議員の意見も参考に、いろいろ調査して進めていきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） このように陸別に家を建てる人は、本当にこの後、永住してくる大事な人です。少しでも協力できるように考えていってほしいと思います。この合併浄化槽を普及することで、先ほどの総合計画との整合性も取れると思いますので、今後の検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次に、乳幼児の弱視早期発見にスポットビジョンスクリーナーの導入をということで質問していきます。

このスポットビジョンスクリーナーという名前は、あまり聞きなれない機械の名前ですけれども、これは乳幼児の眼科検診に使う機械です。弱視の早期発見ができるこの機械は、最近、多くの自治体で導入されてきています。子供の弱視にもいろいろありまして、屈折異常弱視、斜視弱視など 4 種類くらいあります。生まれたばかりの赤ちゃんは、はっきりとまだ物が見えなくて、生後 3 か月で 0.02、1 歳で 0.2 くらいの視力

になるそうです。1歳から3歳までに急激に視力が発達して、3歳で0.6から0.9、5歳でやっと1.0以上となり、視力が成熟するそうですが、この視力の発達には見る力という目の力が視力を成熟させます。視力が伸びるといったかな、目の力を使うことで視力がよくなります。

この視覚発達には、外界からの刺激によって、脳の神経回路が集中的につくられる感受性期というものがあり、生まれたときは低く、生後3か月から8か月の3歳までが非常に高く、その後、徐々に衰退して8歳ぐらいで、この感受性が消滅します。この期間に正常に脳の視覚力が発達しなければ、眼鏡やコンタクトを使用しても矯正することができなくて、一生弱視となってしまいます。年齢が大きくなってからでは、治療を始めても治療に時間がかかり、手後れになることもあります。3歳で異状を発見して治療を継続することができれば、6歳の就学前、小学校入学時には良好な視力を得ることができますが、4歳以上では、高学年まで治療を継続され、子供にとって不利益で支障もあるでしょうし、また、成果も出にくくなるそうです。早期の3歳くらいまでに異状を発見して治療すれば、ほとんどが0.8以上の視力になり、1年生になる頃には、学校生活で問題のない状態にすることができます。

例えば、3歳児健診の今の検査方式ですと、3歳児健診の過程での視力検査でうまくできなかったとしても、保護者の方はふだんの生活に支障は見られないし、答えられなかっただけだと思い、見逃してしまうかもしれません。子供も見えてないわけではありませなし、そもそもその自分の今の視力になれていますから、問題なく過ごしていることと思います。もしそれに片目だけしっかり見えているなら、なおさら発見が遅れます。想像していただいたら分かるのですけれども、3歳児の検査というのは、本当に難しいと思います。御機嫌の悪いときもありますし、なかなか大変です。その結果というわけではありませしけれども、小学校就学前健診で、目の精密検査を進められる子も多く見られます。

3歳児の弱視の子は、50人に1人とされていますので、見逃しなく検査を行って保護者に正確に伝わるように、スポットビジョンスクリーナーを導入して検査を行い、精密検査が必要な子供には速やかに病院に行くように、併せて指導も行っていただけたらと思います。どうしても親としては、乳幼児に眼鏡をかけさせることにかわいそうだとか、抵抗があるのも分かります。まだ早いと思ってしまうけれども、将来を考えると、幼児期の治療がとても大事になってくるので、3歳にならなくても何かおかしいなと思ったら、すぐに病院で検査をしたほうがよいということも、重ねて指導していただけたらと思います。

機械の性能については難しくなるので触れませんが、私は映像で見たのですが、少し大きめの一眼レフカメラのようなもので、写真を撮るようにお母さんに抱っこされたまま顔といいますか、目をカシャと写すと、遠視・近視・乱視・眼位などがすぐ分かり、異状を見つけることができます。

本町の3歳児健診、就学前健診は、眼科医が来ての検査を行っていません。この機械は、生後6か月から大人まで使えますので、高齢者施設に貸し出しての使用も効果があると思います。子供たちの目の病気を早期に発見して、治療につなげられるように導入を考えていただきたいのですけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） スポットビジョンスクリーナー、これは遠視、また乱視、斜視など視覚機能上の問題を迅速かつ適格に検知できることが期待できると、私どもそのように認識しております。検査自体は簡便で、子供は保護者に抱っこされたり、議員おっしゃるように座った状態のまま、カメラで写真を撮られるような感じで行われるということでもあります。

子供の視力の発達のピークは3歳から5歳となっております、6歳でほぼ成人と同等になると言われております。この時期に屈折異状や斜視などの異状があつて、正常な視覚刺激に入らない場合、視力が正常に発達せず、弱視となってしまう可能性が高くなることから、早期に発見し、適切な治療をすることが必要になります。3歳は、ちょうど視力の発達期にあたることから、万が一、弱視のお子さんでも3歳頃発見されれば、就学までの回復が期待できるので、3歳児健診の機会に検査することが望ましいと、そのように考えております。町としては、令和4年度から3歳児健診のときに検査する体制を整えようとしているところであります。

また、購入してはどうかということなのですが、対象となる子供の数は年間15名程度で、年4回の3歳児健診時には各回3人から5人と非常に少数でありますし、本機器を所有している帯広盲学校が、本町の健診に合わせ来所いただいて検査を行っていただく、あるいは本機器の貸し出しの調整もあるということから、それらを活用して対応したいと、そのように考えておりました、今のところ購入するということは考えておりません。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 来年度から、この機械をレンタルでも導入してもらえるとということで、とても安心しました。高価な物でありますので、今、120万円ほどするのですけれども、国の補助金が2分の1出るということですので、年4回の検査だけではなく、高齢者の施設にも貸し出したり、就学前にも使えたりしますので、もし買えるのであれば購入してもいいかなと思います。

また、盲学校から借りるとなったら難しいので、もし可能であれば、足寄とか本別とか三町で合同して買うとか、そういう考え方もしてもいいのかなと思いますので、その辺もう1度検討していただきたいと思っております。

そして今の話に余談なのですが、もし子供たちが目が悪くて眼鏡をかけなければいけなくなったときに、眼鏡は子供の9歳までの弱視治療の眼鏡をつくるのに、保険が適用されるそうです。私も以前に、子供が就学前健診で目の異状が見つかって、眼科

で眼鏡をつくったのですけれども、斜視の眼鏡をつくったのですけれども、そのとき私は、この補助金があると知らなくて、全額自分で負担しました。その眼鏡が実際保険適用になるのかどうかは、今、分かりませんが、こういう情報もぜひ保護者の方に知らせていただきたいと思います。眼鏡をつくるには、普通は病院へ行って、測ってもらったデータを眼鏡屋に持って行って、1度、そこの眼鏡屋でお金を立て替えて領収書を保険機関に出せば、お金が戻ってくるという仕組みだそうです。眼鏡の保険支給が2万7,231円、子ども医療費助成が1万1,671円で、合わせて合計3万8,902円の限度額で支給されるそうです。子供の眼鏡は実は結構高いですし、何度も作り直す必要がありますので、もしこういうことも保護者の方に周知していただきたいと思います。

また、最後にスポットビジョンスクリーナーのことに戻りますけれども、確かに値段が高いかもしれませんが、買ったとしてもメンテナンスにお金がかかります。今は7年に1回のメンテナンスとなっていますけれども、今後どうなるか分かりません。本町は年間に20人にも満たない出生で、費用対効果は云々と言われると、本当にそうは理解しますが、親にとっては1人1人が大事な我が子ですので、今後も検討していただきたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）最初のスポットビジョンスクリーナーでございますが、値段も調べてみました。本当に議員おっしゃるようにカメラみたいような感じで、これが上下はあるでしょうけれども、130万円ぐらい、その上下だと思います。そして、あとはプリンターか何かも必要になってくると思います。ですから、金額はそのぐらいなのですが、いろいろ議員おっしゃるように費用対効果等を考えてみますと、まずはそうやって来ていただいて、やってくれるところがあればまずそこからお願いして、あとはその動きをまた見て、必要であれば考えなければならない。ただ、子供の数や何かも、もちろん関係してくると思います。そして子供の眼鏡つくるときの補助等、いろいろあるということなのですが、そこら辺、こちらのほうで調査しまして、保護者の皆様にもスピーディーに知らせるような方法をとりたいと、そのように思います。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） スポットビジョンスクリーナーについては、とりあえず借りられるということですので、使ってみて様子を見て、これはとてもいい物なので購入してもいいかなと思ったら、また考えていただければいいと思います。そう思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、中学生を対象にピロリ菌検査の実施をということで質問していきます。

前にもこのことには触れたことがあるのですけれども、もう1度質問させていただきたいと思います。現在、日本人でがんにかかる確率は、2人に1人とされています。その中で年間約4万人が胃がんで命を奪われています。以前は生活習慣やストレスが主

な原因だと考えられていました。現在は、いろいろと研究が進み、その原因の95%がピロリ菌の感染が、主な原因の一つだということが分かっています。この胃の中で生息するピロリ菌は、胃がんだけではなく慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍など、様々な胃の病気を引き起こす原因とされています。

2013年からピロリ菌の除菌が保険で適用されるようになりまして、胃がんだけではなく、今上げた病気の予防にも効果が見られるとのこと。ピロリ菌の感染経路は明らかにはなっていませんが、井戸水や食べ物からの感染、そして保菌者である人からの経口感染によるものと考えられます。ですので井戸水を使っていた50歳以上からの感染率が高くて、60歳以上で60%以上、逆に18歳未満では10%と感染率は低いものの、若いうちに感染の機会を逃せば、将来の健康に支障が出ることも考えられます。ピロリ菌に感染するタイミングとして、5歳頃までの間に感染するそうで、低年齢児の胃酸が強くないときに胃に入ってしまうと、自分の胃液で菌を殺すことができなくて、そのまま住みついてしまいます。大人になってからは胃酸が強くなるので、新たに感染することはありません。

若い年齢で保菌者は減っていますし、現在は井戸水も飲むことはあまりないので、大丈夫ではないかと考えてしまいますが、自分が保菌者だとは知らずに乳幼児に同じスプーンで食べさせたり、口移しで食べさせたりして、子供に経口感染させてしまうことがピロリ菌感染が減少しつつも、一定数を維持している原因です。親から子供への感染率はとても高くて、50%になるそうです。ピロリ菌に感染しているからといって、必ず病気を発症するものではありませんが、リスクを最小限にすることができるなら、それにこしたことはありません。

本町は、成人の特定健診率は保健師をはじめとする職員の努力により、十勝でトップをキープしています。子供の感染が見つかることで、親の感染の発見にもつながるかもしれません。町民への予防目的としても、中学生のピロリ菌検査の実施をお願いしたいと思います。この検査はむろん任意となります。先ほどの議員の答弁で、教育長が毎年、小学生・中学生全員に尿検査を行っているということですので、この尿検査に一項目加えて尿中抗体検査で行います。調べたところ、1件につき700円くらいの追加でできるようです。

陸別の子供たちは中学校を卒業すると、本町を離れて生活を始める子がたくさんいます。現在の子供たちは、人間関係はもちろん情報化社会、格差社会のような社会の変化で、大人と同じようなストレスを感じる子供が増えています。それが体の不調、胃炎、胃潰瘍を発症することもあります。胃炎、胃潰瘍を引き起こすピロリ菌が除去できていれば、病気にかかるリスクも減ります。

町で、子供たちの健康を見てあげられるのは、中学校3年生までになります。この先、ピロリ菌の検査を受けることなど、健康を害するまでないかもしれません。ピロリ菌除去は10代に行うのが一番効果的だそうです。陸別で育った子供たちが、社会人になっ

てピロリ菌を原因とする病気のリスクから守られるとしたら、とても価値があると思いますし、親になったときに自分の子供に感染させることもなくなります。長い目で見てとても大事なことだと思しますので、検査の導入を考えていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それでは中学生の健康診断の関係ということでありまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

ピロリ菌につきましては、今、議員おっしゃるとおり、そのような効果があるということで、数年前から私もその情報は入っておりますし、個人的にもちょっと興味あるところでありました。

さきの議員にもお答えしておりますけれども、小・中学校では毎年、学校保健安全法に基づきまして検査項目ありますけれども、全児童・生徒を対象に健康診断を実施しております。当然、検査項目の中に尿検査も含まれておりますけれども、今現在は、その内容につきましては3項目、尿たんぱく、尿糖、尿潜血について調べています。

ピロリ菌検査につきましては、今後の予防対策としては、大変期待されるところでもあるのかなというふうに思っておりますけれども、まず、教育委員会といたしましては、現段階で健康診断で取り入れる予定は考えていません。今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） この検査する予定はないというか、考えはないということの意味がちょっと分からないのですけれども、確かにこの結果、結果は出していると思うのですね、ピロリ菌の検査については。除菌も今、昔は胃カメラを飲むとかそういうのもありましたけれども、今は7日間抗生物質を飲めば、それでほぼほぼ除菌はされるということで、副作用についても特に重篤なものは確認されていませんし、インフルエンザやほかのコロナ予防接種などの副反応よりは、ずっと少ないという結果が出ております。

以前は子供たち、12歳以下には推奨できないとあります。子供の用法容量に小児の適用はないので推奨はできないけれども、思春期の子供たちにはピロリ菌が原因で鉄欠乏症貧血などやほかの病気も、その原因になり得ることがあるとあります。また、この体調の変化で不登校や食欲不振などを招く場合もあります。子供たちの健康を守るのに、なぜ検査をしないのでしょうか。尿検査の一つでできると思しますので、ぜひもう1度、答弁いただきたいと思えます。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 私のほうにも十分な情報が入っていないところがありましたけれども、議員おっしゃるところの中で1件、尿中の検査自体が1件700円だという検査料金については、私のほうでは把握しておりませんでした。健康診断の関係であり

ますので、診療所のほうには確認しているところでありますけれども、通常の尿検査につきましては260円で、今、予算で検査しておりますけれども、この検査につきましては、帯広臨床検査センターに基本依頼をして、診療所でもできますけれども、緊急時のみ対応しているということでありました。

帯広臨床検査センターと診療所においても、尿中におけるピロリ菌検査はできないということで聞いております。ですので、地元での通常で行っている健康診断の中での検査は、今のところできないのかなというふうに思っておりますので、もしそれだけをやるのであれば、また違う外部の医療機関等も探しながらやらなければならないのかなということも含めまして、検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の答弁でありましたように、尿検査の尿中検査は、今はポピュラーな普通のことになっていきますので、調べていただいたらどこでもできるというのは分かると思います。あくまでもこれは任意で、強制ではなく除菌のこともありますので、任意で行っていただいて除菌した後をどうするのかというのは、もし見つかったとしても中学生のうちに除菌しなくてもいいと思うのです。高校生になってから、自分の受験だの勉強だの忙しいと思いますので、自分のできるタイミングで行ってもいいと思います。

本町は18歳まで医療費無料ですので、自分がピロリ菌を持っているということを知るだけでも、この後の自分の病気と自分の健康に向き合う姿勢が変わると思います。子供への健康診断、大人になってから自分の体に対する健康診断の意識やがん教育も、今は学校でも進められて積極的に取り入れられている学校もありますので、自分の体の予防の大切さと、それを理解してもらうためにも検査というのは取り入れていてもらいたいと思うのですけれども、もう1度、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 診療所のほうで、確認した結果ということでお話をさせていただいておりますけれども、先ほど保険対象ということでありますけれども、あくまでも例えば、胃炎だとか、胃潰瘍だとか、医師の診断が起きたときについて、そのためにピロリ菌検査が必要だということであれば、保険対象ということになろうかなというふうに思っておりますので、その場合については3割負担で、自己負担が約1万4,000円前後ぐらいになのかなというふうに思っております。

これが単純に、ピロリ菌に感染しているかどうかを調べたいというようなことだけでいうと、自由診療ということになりますので、そうすると全て全額自己負担ということになりますと、診療所でもその検査はできるということでありますけれども、約4万5,000円ぐらいかかるというふうに聞いております。

議員おっしゃるとおり、基本的には個人の意思が尊重されるのかなというふうに思っ

ておりますので、教育委員会の中での学校健診での健康診断の中での項目というよりは、逆に町でやっている保健事業の一環としてのやり方のほうがふさわしいのではないかなということ、その辺も含めて、今の段階で明確なお答えにならないかもしれませんが、その辺は今後に向けて今言われたとおり、1件につき700円の尿中検査がどこの部分でもできるという部分も、仮に確かめているわけではありませんので、この時点で明確に進めるということにならないので、そういうことも踏まえまして、あくまでも検討させていただきたいというふうに御理解いただければと思います。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の答弁で、私は教育長と逆なのですけれども、自由診療になって4万5,000円かかるくらいだったら、今、700円で町にいる子供たちにぜひ検査させてあげたいと思いますので、この辺、金額も調べて今後も検討して前向きに考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） ピロリ菌検査の関係につきましては、病気の予防の観点から十分に効果があるものだというふうにも理解しておりますので、今後、陸別町でどのような対応ができるのか、費用も含めて前向きに検討していきたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今、前向きなお返事をいただきました。子供たち中学校3年生になったら、今は親元を離れて暮らす子が多くなっていますので、その子供たちの健康を守ってあげるためにも、陸別にいる間にいろいろな検査を行って、助けていって見てあげたいと思います。よろしく願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（本田 学君） 3時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時25分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2 番三輪議員。

○2 番（三輪隼平君） それでは、本定例会の私の一般質問を始めさせていただきます。

私の一般質問のテーマなのですが、町の今後の持続的発展についてということで挙げさせていただきました。

この質問をするにあたりまして、さきの同僚議員の一般質問の中でもたびたび触れられている部分がありますので、そちらのほうはあらかじめ私のほうでも理解したというところで進めさせていただきたいと思います。

町の今後の持続的発展についてということなのですが、その説明としては通告いたしましたとおり、陸別町の過疎の状況につきましては、この計画の中で触れられるというふうには書いてあるのです。計画というのは、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画、令和3年度から令和7年度まで定めたものの計画の中ですね。実際に、この計画の中にも今の陸別町における状況、過疎という面での状況がまとめられていますし、そこからまとめられたものというか、常々陸別町の中で今後の課題として上がっていたものが、まとめられていたものと見ていました。

今後のその中で、実際に陸別町の人口ビジョンにおきまして、どんどん人口減少が予測されるという中におきまして、実際に後継者問題であったり、農林業、基幹産業の振興策なども図られてきたことと思いますが、実際に就業人口を含めまして、陸別町という町に来て移住促進という面での話に1点目はなるのですけれども、実際に陸別町に来て何か仕事をしたい、起業したい、何か新しいことを始めてみたいという人へのアプローチについての質問になります。その中におきまして、実際に11月末で今年度の申込みが終わったと思いますが、まちづくり補助金、令和3年度のものであったと思いますが、そちらのほうの申請状況であったりもお聞きしたいなというふうに思います。

新しく陸別町で何かを起業したい、何か新しいことを始めたいという人のアプローチということで書いたのですけれども、ここを考えるにあたりまして、今現在の陸別町のいろいろな産業、お仕事に関わっているところの後継者がいない、仕事がないという部分に、その対策以外にどうしても新しいことを始めていくということも必要かなと思っております。そういったところの陸別に実際に来てというような敷居が低くなるような施策として、このまちづくり補助金というのものもあるかなと思うのですけれども、今後、移住促進につながるような取組ですが、まちづくり補助金の内容も含めまして、そういったものの強化であったり、今後、陸別で何か事業をしたいというようなものを考えやすくなるような、そういったことを考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

一般質問の通告書も詳しく書いてありましたので、そこら辺も踏まえてお答えしたいなというふうに思います。

まず、敷居が低くなるような政策の強化の考えはないかということも、ここに書かれているのですが、移住の促進につきましては、移住体験住宅の活用、移住・定住促進住宅等補助金、移住産業研修センターの運用等で推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度から十分に進められていないというのが現状であります。

移住については、移り住みたい方と受入れ側のマッチングが非常に重要なことであり、長く住み続けられるよう事前の情報提供などが重要になってまいります。移住したいからといって即移住というのは、移住者のその後の人生を左右する重要な問題であり

ます。そのためにも既に在住している町民の方が、より住みやすいと思えるまちづくりが第一でないのかなど、そのように考えています。

また、移住促進につながる政策についてなのですが、移住関連施策としては、移住交流対策事業として移住体験住宅、移住を応援する会、移住フェア参加等実施しております。

また、定住促進対策事業、移住産業研修センター管理事業、交流人口育成対策事業、十勝東北部移住サポートセンター事業、移住・定住促進住宅建設等補助事業、地域おこし協力隊事業などに取り組んでおります。また、支援策として、移住ワンストップ相談窓口、陸別が好きな製作などの事業を実施しております。

そのほか移住だけに関わるものではありませんが、就業創業支援として陸別町無料職業紹介所設置、ハローワークへの求人情報提供、新農業人育成制度奨励金、補助金、中小企業融資制度、まちづくり補助金など、また子育て支援として子ども医療費の助成、保育ママ利用助成、遠距離通学者へ通学費助成、学校給食無料、保育所保育料の無料、出産子育て支援祝い金制度などを実施しております。今後も、今、住んでいる人が住みやすい、また、新たに移住していただき住民となった方も、住みやすいまちづくりに取り組んでいきたいと、そのように思っております。

あと、まちづくり補助金の実績についてなのですが、今年度の実績は新規業種企業1件であります。補助金額は200万円となっています。予算の上限となりましたので、新規の受け付けは終了しております。また、問い合わせにつきましては、本件1件のほかにはございません。令和2年度1件、これは補助金143万円、特産品の製造販売、令和元年度に戻ります。令和元年度3件、補助金総額が179万992円、これは新商品の開発販売2件、あと不在業種1件、平成30年度は2件であります。補助金は総額88万7,187円、これは鹿肉の販売拡大、鹿肉加工品の販売。あと、平成16年以降まちづくり補助金となってからの実績は、これは令和3年度も含むのですが、17件、補助金の総額が1,789万6,564円、これ参考までなのですが、事業費4,034万7,532円というふうに、雑駁ですけれども、なっております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） まちづくり補助金の遡ってまでの実績を教えてください、ありがとうございます。

標題にあるように、今後の持続的町の発展ということにつきまして、こちらのほうで陸別町に今ない事業であったり、新たな町を盛り上げるために、こういった補助金の活用をこうやってされてきたと、今年度も1件ですが、200万円限度額いっぱい使われたということで、有効に活用されているような内容が理解できました。

新たに陸別町で何かが起こるということは、先ほども言っていたとおり、すぐに陸別町に来て何かを始めるというか、起こすということにはなかなか人の気持ち的にもならないと思いますので、そういった意味で陸別町が今まで町の魅力として掲げてきまし

た、これ2番にもつながっていくのですが、日本一のしばれであったり、恵まれた森林であったり、星空の町、澄み切った星空というような陸別町の魅力を今まで発信してきたからこそ、そういったある意味陸別町に関わってくれる、交流人口から関係人口にということで、陸別町がPRを頑張ってきたところだなというふうに理解しております。

持続的発展につきまして、新たな事業をとというところで話を進めていったのですが、どうしてもその中で人口減少、陸別町の人口ビジョンの中で減少の推計をされるという中で、このまま何かを起こすというような状況、何かを起こすということをしなければその推移というのか、人口の減少のカーブというのがどんどんどんどんだらかになっていくということはないと思うのですが、そうではなくて2番に触れていくのですけれども、実際に陸別町が行財政の状況というところにもおきまして、陸別町の町税とか自主財源を何とか長い未来のビジョンを見たときに、少しでも何か改善していくとなったときに、陸別町に今はない業種の開拓であったり、例えば2番におきましても、こういった三つの陸別町の魅力的な資源があるのですけれども、そういった以外にでも何か陸別町の魅力を発信できないかということで、語らせていただきました。

本当に書いてあるとおりなのですが、日々、先日もちょっと暴風雨ということで、実際に身近な出来事であったのですけれども、大雨であったり地震であったり、この地震ということであれば、ちょうど東日本大震災から10年目という年であったのですけれども、やはり自然の猛威を日々感じるが多くなったなというふうに思っております。そういった中で、自分も陸別町で生まれ育ちまして、町民の皆さんの感覚の中にもきっとあると思うのですけれども、地震という面におきまして地盤の強さというところで、非常にこの点で見ると生命に関わる部分ですので、地震に強くてそういった意味で地震の心配がないよということで、災害に強い町というようなそういったPRの仕方も、少し考え方によってはできるのではないかというふうに思いました。

一般質問の通告を考えている中での先日の停電の出来事があったので、その点に関して北海道のブラックアウト以降、この議会までに陸別町停電のほうの電気の供給状況はどうなのというような声も聞かれましたので、そういったことに関してちょっと目もつぶれなくなってしまったのですけれども、こと地盤の強いというところから災害の強い町というふうに、陸別町の魅力を発信するにあたりまして、そういった企業誘致ですね。きっと日本一のしばれ、寒いという町のところで日産自動車の企業誘致というふうにも成り立ったとは思っているのですけれども、そういった意味でテレワーク、どうしても新型コロナウイルスの状況におきまして、実際に現地にいなくても仕事ができるというような状況が、すごくスタンダードになってきたところだと思います。

そういった意味で、都会でなくてもここでできる仕事、今、陸別町にない業種になるのですけれども、IT関係の仕事であったり、例えばここでシステムエンジニアというようなプログラムをつくるような仕事が陸別町で行われる。あとやってしまったら、そ

こから発展ですけれども、ロボットとか、精密機器というような事業とかも、都会関係なく見出せるものなのかなというふうに考えました。

この質問の中で、考えて質問できるような内容としては、なかなか限られたものになってしまうのですけれども、例えば災害に強い、地盤が強くて地震がなかなか起こらないというような、そういったところを陸別で押し出すにあたりまして、そういった企業誘致の可能性を見出すことができないというか、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、陸別町には日本一の寒さ、また澄み切った星空など、他の地域が追従できない魅力が多数あると思っております。特に日本一の寒さ、これは全国的なものとなっております。

また、近年、日本中で様々な自然災害が猛威を振るっておりまして、北海道内でも大雨や地震・台風など、毎年のように自然災害が発生しております。当町は幸いにも地震をはじめとした自然災害が極めて少ない地域であります。このことは、まさに災害に強い安全な町として、居住地を選択する際の重要な要素であり、企業誘致や移住者の選択の一因になるものと、そのように考えております。

企業誘致対策は、全国の自治体で創意工夫やアイデアを展開しております。従来型の大きな企業・大規模な製造工場等の誘致ができることは、望ましいことではあります。が、企業側が地域へ参入するにはアクセスのよさ、立地の優位性、労働力確保の面などの条件がありまして、地方の自治体には、高いハードルとなっているのも事実であります。しかしながら、インターネットにより企業の形態は大きく変わってきておりまして、サテライトオフィス、テレワーク、リモートワーク、スモールオフィスやウェブ会議など、ネットワーク環境があれば労働可能な状態になり、コロナウイルス対策もあり、全国に多様な形態がさらに拡散していると、そのような状況になっています。

このような変化は、地方にとっても重要なチャンスでありまして、今年度、町ではリモートワーク、テレワーク、ワーケーションの推進としてオーロラハウス及びコテージ内のネット環境を安定強化しております。オーロラハウス内には貸し出し用の小型プリンターや簡易机、コテージ内には長期のリモートワーク等に必要なウイルス除去式空気清浄機も設置しております。同時に、ネット環境のある小規模なテントサイトもコテージ敷地内に整備しており、次年度のオープンに向けて準備を進めているところであります。

オーロラハウス・コテージ・テントサイトなど、町内各所でのワーケーションやテレワークの環境を整えることによりまして、最初は小規模な人の移動が想定されますが、地域振興や移住促進、企業誘致につながるものと、そのように期待をしているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいまお話ししていただきましたワーケーション事業につきましては、以前、私も一般質問の中で触れさせていただきました内容で、そのときからこういう新型コロナ禍の仕事のスタイルとして、一般の中にも馴染まないといけないとか、不可抗力なのかもしれませんが、そういうふうにはしないといけないという世の中がありますので、きっと企業におきましてワーケーションというものを通じてテレワーク、陸別町においてそういったことが行われまして、陸別町で仕事が遠隔でも仕事ができるというようなことを実感できるような、そういった機会になることも期待しておりました。

実際に、このコロナ禍におきましてワーケーション事業の実施には、なかなか計画移せないところかなというふうには思っておりますが、これにつきまして今年度、年も明けまして3か月しかないのですけれども、今年度できるのか、次年度以降も引き続き計画して行うというか、そういった事業を継続していただけないかなというふうには思っております。

今回の自分の質問の中で、どうしてもちょっとポイントポイントで区切らせていただきまして、新規事業ということで陸別町に今ない事業、また、その事業に携わる人というところの1番と、2番としましては、今、実際に陸別町にない魅力を打ち出して、それを陸別町への何というか、陸別町で新たな事業を見出す可能性にできないかというふうなところですね。2番というふうに上げさせていただいたのですけれども、いかにせん何が懸念してというか、この質問に至ったかといいますと、やはり過疎計画の中でもありますとおり、どうしても陸別町の人口ビジョンというものが一般質問の中、同僚議員の中でもありましたように、どんどん減少していくという中で、本当にそのまま何もしないでビジョンどおりになっていくというふうには、本当にそのままになるか、その減少のスピードが速くなるかというか、どちらかにしか違わないかなというふうに思ひまして、そうではなくて今のうちから新規事業の発展であったり、陸別町で新たな魅力を打ち出して陸別町に関心を持っていただいたり、企業誘致であったり、そういった可能性を見出せないかなということで、一般質問の中の私のテーマとさせていただきます。

実際に1件ですね、200万円ということでまちづくり補助金のほう申請があったということですが、そういったところで補助金関係で、さきの質問の中でもお答えありましたとおり、陸別町の景観形成事業の実績等も数字等触れられておりましたが、陸別町のあくまでも景観形成事業のほうは、町民のそこに在住する人が対象になるということで、町外の人をそれを使ってというふうにはならないというふうに理解しておりますが、このまちづくり補助金におきまして、どうしても建設費であったり、新規事業にあたりまして200万円ということで、始めるにあたって係る金額が上限200万円ということで2分の1なので、最大で400万円、このケースだと400万円ということで事業始められると思うのですが、実際にまちづくり補助金以外の実際に陸別町に来

た人にいただいて、定住、そこで生活をするにあたりまして、始めるにあたっての補助金。それと合わせ、陸別に定住していただくための別な定住促進のような補助金、そういったものも考えられないかなと思ひまして、その点に関しての考え、お聞かせいただければなと思ひます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員、以前からそういうようなこと、陸別町のさらなる魅力を発信するとか等々、参考になる意見をいただいています。ただいまの意見も十分参考にしていきたいと思ひていますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ありがとうございます。

実際に、本当に再度再度になるのですが、どうしても陸別町過疎地域持続的発展市町村計画というものを何度も目を通したのですけれども、やはりそのまま人口が、陸別町の人口ビジョンで減少していくというような状況を見て、何か取り組んでいくというような、陸別町として攻めの姿勢というか、その点に関してを何というか、聞く機会にしたかったなというふうに分では思ひております。

自分の中では、今、陸別町にない事業であったり、陸別のほかの魅力として、生まれた頃から魅力としていいなと思ひていた地盤の強さ、災害の強さ、そういった面を何か陸別町の新たな魅力として、事業として見出せないかなというふうに分思ひまして、一般質問させていただきました。

それと併せて、2番目の災害についてでちょっと見えなくなってしまった、先ほど上げたのですけれども、地震だけでなく見逃せなくなってしまったということで、ちょうど一般質問提出する時期におきまして、停電につきまして、実際にブラックアウト以後、陸別町の停電における対応というか、その状況というのはあくまでも今回は倒木のためということで停電に対する対策というか、陸別町としての停電にならないような仕組みづくりというのは、ちゃんと構築できているのかお聞かせをいただけたらと思ひます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この前の停電もそうなのですが、停電に関しては、その原因を我々がどうこうするということはできなくて、例えば、電柱・電線の周りの危ない木を切っていただくとか、そういう要望はもちろん今までもしていますし、これからはしていきたいと思ひます。

この間の停電で感じましたことは、基幹産業の酪農の方、さぞかし困っているだろうなと心配はしていましたが、緊急時の発電機、皆さんそろえたということも聞いていまして、ほとんどの皆さんがうまくクリアしてできたということを知りて安心しました。決して過去の停電が、無駄になっているわけではないと思ひています。町として議員おっしゃるように、できることはこれからは要望等々、北電等々にもしていきたいと

思っています。よろしく御理解いただきたいと思いを。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 本当にこの近々の出来事につきまして、質問になかったのですが、回答いただいております。本当にこの災害に強いところというのが、それに併せて直近に起こってしまったので、どうしても見逃せなくなってしまって、最後お聞きしました。

そういった意味で、陸別町で生活して災害におけますは、本当1人1人の命に関わる問題ですので、そういったところも安全な町でというふうな陸別町の今まで打ち出してきて、いろいろな人が訪れる理由になった日本一のしばれであったり、森林の豊かさであったり、星空の魅力、それと同じぐらいこれからの時代、もしかしたら町の魅力になっていくかもしれませんので、そういった意味も含めて今後事業の展開等であったり、陸別町の新たな攻めの姿勢のところで何か生かしていただけたらと思います。

一般質問、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第4 陸別町選挙管理委員及び同補充員選挙

○議長（本田 学君） 日程第4 陸別町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時52分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙管理委員には、穴澤信子さん、三好悟さん、芳賀均さん、市原弘さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、穴澤信子さん、三好悟さん、芳賀均さん、市原弘さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、瀬藤文典さん、第2順位、菅野悦子さん、第3順位、松村麻理子さん、第4順位、向井悟さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を補充の順位のとおり、選挙管理委員の補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、瀬藤文典さん、第2順位、菅野悦子さん、第3順位、松村麻理子さん、第4順位、向井悟さん、以上の方が補充の順位のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第5 意見書案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する
意見書の提出について

○議長(本田 学君) 日程第5 意見書案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に、意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長(庄野勝政君) 北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年、道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、正常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災・国土強

靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災・国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

一つ、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

一つ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

一つ、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

一つ、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

一つ、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

一つ、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために、必要な予算を別枠で確保すること。

一つ、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

一つ、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

一つ、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

一つ、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対

応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。

一つ、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の渡辺議員から趣旨説明を求めます。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 意見書第3号、ただいま事務局長が朗読いたしました、国土強靱化に資する社会資本整備に関する意見書の提出にあたりまして趣旨説明を申し上げます。

本案におきましては、議会運営委員会において協議をいたしまして、委員皆さんの全員の賛成をいただいております。また、議員協議会の中においても説明をさせていただいているところでございます。

それでは説明いたします。

北海道においては、近年、台風・豪雨、皆さんも御存じのとおり胆振東部地震に続きまして、現在、新型コロナウイルス感染症の長期化によりまして、主力産業である農林水産業や観光業、広い分野において経済が低迷しており、経済に大きな打撃を受け、先行きの見えない現状であります。北海道の主力産業である農林水産業をはじめとする食産業、観光業においては陸路を中心に、その道路が重要な経済の役割を果たしております。関連する橋梁、トンネル、堤防、またダムの再生対策など身近に走る高規格道路の整備など、国土強靱化に対する課題は、ただいま山積みとなっております。

よって、国及び地方財政は依然として厳しい現状にあります。北海道の経済活動の復興に向けまして、国土強靱化に資する整備や管理が長期的にわたり継続できるよう必要な予算を確保するために、特段の措置を講ずるよう強く国へ要請するものであります。

これらのことから、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、また、国土交通大臣、各大臣に対しまして意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をお願いし、私の趣旨説明といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第3号を採決します。

意見書案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第4号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の
対策を求める意見書の提出について

○議長(本田 学君) 日程第6 意見書案第4号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長(庄野勝政君) 新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」で、2020年産米の過大な在庫が生まれました。36万トンの米生産量を減らす「減反」をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産の米価格は大暴落が続いています。

北海道も主力であるななつぼしの2021年産概算金は1万1,000円と、昨年より2,200円も下落し、2020年産北海道米の在庫は5万トン以上見込まれ、全道共計ななつぼしの生産は赤字が危惧され、さらに来年産米の下落も避けられない状況に生産者に不安が広がり、北海道の米づくりは危機に瀕しています。

国は、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の2020年産米37万トンのうち15万トンを、特別枠として市場の出回りを先送りすることで米価下落対策としていますが、古古米として安い主食用米が市場に出回ることで逆に2020年産米価の足を引っ張ると、効果を疑問視する声が相次いでいます。

一方、ミニマムアクセス輸入米は毎年77万トンも輸入され、国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以降26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、輸入量の見直しはされていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに、不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

全国各地で取り組まれている食糧支援に、収入減で「食べたくも食べられない方」が多数訪れ、米をはじめ食料配付が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買取り、生活に困る国民に提供することが、農業を支えることにもなります。

以上の趣旨から、次の対策を要望いたします。

1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2、政府が買上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食糧支援で活用すること。

3、国内消費に必要なない外国産米(ミニマムアクセス米)の輸入を中止するか、少

なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の谷議員から趣旨説明を求めます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ただいま事務局長が読み上げたとおり、私は、今回の意見書提出にあたりまして提案理由を述べさせていただきます。

コロナ禍における米の需要改善と米価下落の対策を求める意見書として提出いたしますので、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

米の手取価格が1995年、平成7年ですけれども、食量管理法廃止、いわゆる食管理法が米の対象を外されたらと、そういう中で米の市場取引となったのですけれども、この26年間に平成7年の時には1万6,200円、60キロ当たりですけれども、それが2021年には1万500円、60キロ、1俵ということなのですけれども、それが5,700円も値下がりです。この26年間の中には、JAいわみぎわの北村支所での状況なのですけれども、そのときには農家戸数が344戸あった米作りが、令和2年には155戸となり、189戸の減少です。実に45%の減少です。残った農家が離農水田を買い取ったりすることによって規模が大きくなり、そのためには家族経営ではできませんので、大型機械を入れていくという中での導入して、投資も多くなってきたと。

そういう中で価格が下がればその分手取りが少なくなり、米作って食べられない状況になってきたということでもあります。国内の農業は決して米作だけではありませんけれども、畑作・酪農のも同じように農業の危機に瀕しております。

今日の米価格低落は新型コロナで非常事態により、学校給食、観光産業の停止、飲食店の休業などによる食品の消費が少なくなり、余剰米が出てきています。格差社会の影響もあり、需要が伸びません。このままでは日本の自給率は、今現在40%以下でありますけれども、その中で米だけが今のところ自給率は高い状態です。しかしながら、米農家が実際作らなければ、ますます国内の自給率は下がっていきます。食糧亡国になってしまいます。農村農業は国の要です。

先日、十勝のマスコミの報道で建設業は2,000キロ、いわゆる2トンの備蓄米を買い取って、学校支援として取り組んでいることは非常に素晴らしいことです。日本の食糧、自給力をつける上でもこの意見書を提出したく思います。米余りと言われる中でも、輸入米（ミニマムアクセス米）最低輸入義務ということで入ってきています。国内の産業を守る上でも輸入米を減らしてもらい、米を作り続けていく中で今日世界ではいろいろ格差が起きて、貧困の広がりやアフリカ中東での子供たちが食糧がなく、餓死が続いているという状況であります。命が失われている中で、米が余っているというので

あれば、人道支援として食糧支援をしてもらいながら、国内の米を維持していきたいというふうに考えております。

以上、申し上げましたように、当議会の議員の皆様方に理解賛同の上、意見書を提出したいのでよろしくお願ひいたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣に提出したく思いますので、よろしくお願ひいたします。

私は、このことを強く申し上げまして提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第4号を採決します。

意見書案第4号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第5号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の提出について

○議長（本田 学君） 日程第7 意見書案第5号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） てん菜は、北海道農業の輪作の基幹作物として重要な役割を果たしています。国産砂糖は北海道のてん菜、沖縄県、鹿児島県南西諸島のサトウキビから作られ、自給率は40%で、北海道のてん菜糖は8割を占めています。

国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調整品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度によるてん菜生産者、製糖所への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量としてのてん菜産糖量64万トンを枠としています。

砂糖消費量は減少し、それに伴い輸入砂糖もの減少し、輸入調整金も同時に減少し、その結果、輸入調整金収支の赤字が問題になっています。

この赤字を理由に、産糖量64万トン枠を削減する動きが強まっており、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっています。

てん菜生産に作付け制限を強いるのではなく、砂糖の輸入量を減らし、国産砂糖を

る政策に転換することが必要です。

よって、次の対策を強く求めます。

1、てん菜交付金対象数量64万トンの枠を撤廃し、生産者が意欲を持っててん菜生産に取り組めるように支援をつよめること。

2、国内産糖製造事業者への支援をつよめること。

3、農業基本計画の食糧自給率引上げに向けて、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の多胡議員から趣旨説明を求めます。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守る意見書でございます。

ただいま、局長の朗読のとおりの中身となっています。北海道のてん菜の産糖量64万トンの枠でございます。しかしながら、このコロナ禍において砂糖の消費量が減少して、砂糖が余っております。それに伴い、国は10万トンの削減を目指すというところでございます。それと同時に、令和4年度は基準糖度の見直しでございます。基準糖度は、今現在16.6度で、さらにきびしい数字が予想されるという話も聞いております。

しかしながら、ビートというのは、北海道、また十勝の基幹4品目の中の一つとして、きちっとした輪作体系で守られております。このビートの面積が減らされるということになれば、北海道農業の輪作体系を守れないという観点からも、ぜひ議員各位皆さんの御賛同をいただき、これを提出するものであります。

どうか皆さんの温かい御賛同をもちまして、この意見書を提出しようと思っております。ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第5号を採決します。

意見書案第5号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第6号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害
の解明と支援策を求める意見書の提出について

○議長（本田 学君） 日程第8 意見書案第6号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 北海道内では、定期的には実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化、海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシヤモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記。

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。

6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の久保議員から趣旨説明を求めます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出につきまして、提案の趣旨を述べさせていただきます。

地球温暖化は、気温を上昇させるだけでなく、地球全体の気候を大きく変える気候変動を引き起こします。既に世界各地において自然環境や人々の暮らしに様々な影響や被害が現れ始めており、その対策を十分に行わなければさらに重大化し、取り返しのつかない被害をもたらす危険性が指摘されております。

中でも地球温暖化に伴う海水温の上昇が、漁業に大きな影響を及ぼしているものと推測され、水揚げ量の減少など地球温暖化と海水温上昇の原因の究明が急がれております。そしてこの漁業への影響は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関係する水産加工業者や消費者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、ひいては地域の衰退をも招きかねない状況にあります。

また、近年では、環境汚染や温暖化の影響によって、赤潮の発生することも多くなっており、今年9月以降、北海道東部を中心に太平洋沿岸で発生しているものは、過去に例を見ない規模に拡大し、深刻化している漁業被害の原因になっているとの見方が強まっております。

よって、ただいまの議会事務局長朗読のとおり、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査と被害対策の支援を行うことや、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うことなどを、衆参両院議長及び内閣総理大臣をはじめとする関係大臣に強く求めるものであります。

議員の皆様には、ぜひともこの提案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第6号を採決します。

意見書案第6号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（本田 学君） 日程第9 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(本田 学君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(本田 学君) これで、本日の会議を閉じます。

令和3年陸別町議会12月定例会を閉会します。

閉会 午後 4時25分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員